

◎ 総務部

部長 大澤 泰弘

令和6年 新春交流会

茨城県行政書士会・茨城県行政書士政治連盟の新春交流会が、行政書士記念日である2月22日水戸京成ホテルにて晴れやかに開催されました。

飯塚博之茨城県副知事、半村登茨城県議会議長の他、多くの国会議員、本会顧問の皆様、茨城県議会議員、市町村長、市議会議長会会長、本会会員の市町村議会議員、関係団体の皆様にもご列席いただき盛会となりました。

また、前回に引き続きバイオリン・チェロ・ピアノのトリオによるクラシカルな楽曲演奏が式典に華を添え、今回は社会人落語家の二松亭ちゃん平氏により「代書屋」が披露され、ご出席の皆様方にとてもご好評を戴きました。

コロナ禍を経て、令和2年以來4年ぶりの通常開催となり、行政書士制度のPRはもとより、より一層のネットワークの構築ができたものと確信しております。

以上、新春交流会が成功裡に終了しましたことを報告しますとともに、当日の運営にご協力いただいた本会役員、会員の皆様、事前準備から尽力くださった事務局スタッフの皆様に、あらためて感謝と御礼を申し上げます。



古川会長挨拶



飯塚博之副知事



半村登茨城県議会議長



常任日行連会長挨拶

県行政書士会員ら
一年の飛躍を誓う
水戸で新春交流会
2月22日の行政書士記念
日に合わせ、県行政書士会
(古川正美会長)の新春交
流会が、水戸市内のホテル
で開かれ、来賓や会員ら約
200人が一年の飛躍を誓
い合った。
アマチュア落語家の二松
亭ちゃん平さんの落語やピ
アノ、バイオリン、チェロ
による生演奏の後、古川会
長はあいさつし、「行政書
士を取り巻く環境も
変わっている。デジタル
化に対応するため行政書士自身
が積極的に推進し
ていくことが求めら
れている。誰一人取
り残すことのない
デジタル社会の実現
に寄与していきたい」と決意を述べ
た。

令和6年3月7日(木) 茨城新聞



三重奏



二松亭ちゃん平氏による落語



着席方式での開催

令和5年度 第5回 理事会

日 時：令和6年3月22日(金)

午後1時45分～午後4時8分

場 所：茨城県開発公社ビル 4階 大会議室

出席者：正副会長、理事：24名、オブザーバー：
監事、支部長、コスモス成年後見サポ
ートセンター茨城支部長、事務局長

議 題：

(1) 審議事項

第1号議案 「茨城県行政書士会会則」の一部
改正について、総会に上程するこ
とが決定しました。

第2号議案 会費の減免について、原案通り承
認されました。

(2) 協議事項

① 令和6年度各部予算・事業計画について

(3) 報告事項

① 各部からの事業計画・報告について

② 封印管理委員会委員の委嘱について

③ 令和5年度本会会計等の決算見込みについて

④ 一般倫理研修の受講状況について

⑤ 職務上請求書の販売価格の改定について

⑥ デジタル化推進計画策定ワーキングチームの
設置について

⑦ 産業廃棄物処理業許可申請受付業務について

⑧ 産業廃棄物処理業許可申請受付業務に従事し
た会員の報酬について

(4) その他

① 令和6年度定時総会・定期大会代議員等の選
出・推薦について

② 定期総会・定期大会までの日程について

③ 電話無料相談について



令和5年度 日行連「全国監察担当者会議」の開催報告

日 時：令和6年2月27日(火) 午後1時30分～午後5時

場 所：日行連 第一会議室（東京都港区虎ノ門4-1-28）

出席者：日行連役員／常住会長、平岡康弘担当副会長、有賀一雄部長、黒田積次長、栗須章充部員、林幹部員、飯田弘樹部員、渡辺浩部員、土田哲部員、藤田育伸専門員、糠谷秀剛顧問
 単位会役員／石井伸幸監察部長（東京）、大和めぐみ副会長（神奈川）、青野泰弘監察部長（千葉）、豊田近弘副会長（栃木）、吉田和仙監察部長（埼玉）、吉田靖史広報業務対策部長（長野）、菅野義郷法規監察部長（群馬）、鹿野成美法規監察部長（山梨）、中山岳夫法務委員長（静岡）、澁谷輝男広報・監察部長（茨城）

※Zoomを利用したオンラインでの出席者を含みます。

内 容：

「全国監察担当者会議」は、監察活動に係る新たな手引書の作成に向けて、各単位会における個別の監察事案や苦情申出に対する具体的な顛末などについて事例収集を行うとともに、論点についての考察及び意見交換・情報交換を通して、今後の日行連としての監察活動の方向性を検討することを目的に開催されました。今回は、日行連役員と関東地方協議会の担当者が参加し、今後も他の地方協議会との会議が予定されています。

最初に黒田法規監察部次長の司会で開会が宣言され、有賀部長が会議の目的や配布資料等の説明を行いました。続いてオンラインで参加した常住会長が挨拶。日行連が取り組んでいる課題や方向性、デジタル時代における行政書士制度の確立などについて語られました。

会議では、各単位会から事前に提供された21件の監察事例を基に、詳細な報告と質疑応答、提案など活発な意見交換が行われました。その中で、東京会が行っているインターネット検索による監察活動（行政書士法に違反している表現等の注意喚起）や行政窓口との信頼・信用を高めることによりもたらされる行政からの情報提供が監察活動にとっても役立っているとの報告がありました。また、監察事例や対応マニュアルをホームページや月刊日本行政に掲載して監察情報の蓄積を図ってはどうかとの提案が寄せられました。

また、平成23年頃、会員に配布されていた「監察読本」について、一般会員が目にする機会が少なくなり、存在感が薄れています。そのため、今後の監察活動に活かすための改正方法についても意見交換しました。その他、「デジタル時代の監察活動とは何か」、電子申請が普及することに伴って生じる「成りすまし防止対策」など、多岐に渡って検討しました。

会議終了後、近くのすし屋銀蔵に移動して懇親会が開催され、仕事の他、これまでの生き立ちや趣味、ライフスタイルなど様々な話題で盛り上がりました。



◎ 国土農地・建設部

部長 下条 威之

農業委員会窓口での立会調査

銚田市農業委員会

日 時：令和6年2月13日(火)
午後1時～午後4時
場 所：銚田市農業委員会窓口
担当 者：若山副会長・埴鹿行支部理事
内 容：本人申請2件、
代理申請(行政書士)2件、
相談2件



若山副会長



埴鹿行支部理事

水戸市農業委員会

日 時：令和6年3月22日(金) 午後1時～午後4時
場 所：水戸市農業委員会窓口
担当 者：菊池国土農地・建設部員(本会理事)・本郷水戸支部会員
内 容：本人申請3件、代理申請(行政書士)2件、相談2件、その他1件

北関東三県行政書士会意見交換会

日 時：令和6年3月5日(火) 午後1時30分～午後4時30分
場 所：栃木県行政書士会館
出席 者：若山副会長(国土農地・建設部担当)・木村副会長(環境部担当)
下条国土農地・建設部長・小島環境部長
内 容：毎年開催している建設・環境業務担当者での意見交換会に出席いたしました。それぞれの県における電子化や申請手続きの現状や様々な課題について活発な意見交換を行いました。



第3回 業務研修会（第一部）

日 時：令和6年3月8日（金） 午後1時30分～午後2時50分
場 所：茨城県開発公社ビル 4階 大会議室
講 師：茨城県農林水産部農業政策課農地調整グループ主査 白田 元子 様
主任 大塚 茂 様

参加者：29名

内 容：

講師には県の農業政策課のご担当者を迎え、国土利用計画に基づく農業振興地域制度の重要性を踏まえ、農振法の仕組み、農用地利用計画の変更・開発許可制度など農振除外について詳細に説明していただきました。

また農地転用にも触れていただくなど研修内容はベーシックでしたが、営農型太陽光発電に関するガイドラインの変更など直近の改正点も紹介していただき、非常に密度の濃い研修会となりました。

資料も含め、農地行政の要（かなめ）ならではの豊富な情報の提供とともに、短時間ではありましたが質問時間内での質問に、講師には丁寧に対応していただきました。

第3回 業務研修会（第二部）

日 時：令和6年3月8日（金） 午後3時10分～午後4時20分
場 所：茨城県開発公社ビル 4階 大会議室
講 師：特定社会保険労務士 井村 佐都美 様
（一財）建設業情報管理センター 東日本支部長 松井 博孝 様

参加者：20名

内 容：

本年後半には、建設工事の入札参加資格審査申請の定期受付が予定されていることから、前回の入札参加資格審査で新たな改正点となった、「働き方改革」関連の諸施策について、建設業との関係性を踏まえた研修会を企画させていただきました。

講師には、（一財）建設業情報管理センターから特定社会保険労務士の先生を迎え、「働き方改革」に直接関係する専門家ということで、労働時間に関する労働基準法の改正、特に建設業における労働時間の上限規制や、われわれ行政書士からは依頼者への説明が難しい、女性雇用者や若年雇用者への新たな施策（「えるぼし」「くるみん」「ユースエール」）等を分かりやすく説明していただき、非常に実務的な研修会となりました。

大阪から来られた講師には、時折「ならでは」のユーモアを交えつつ、最後の質問時間まで熱心に対応していただきました。



◎ 運輸交通部

部長 佐藤 鉄也

第2回 実務研修会

日時：令和6年2月8日(木) 午後1時30分～午後4時
 場所：茨城県開発公社ビル 1階 中会議室
 講師：茨城県警察本部交通部交通規制課許可指導係 須藤 祐一 様
 運輸交通部 佐藤 部長

参加者：28名

内容：前半は茨城県警察本部交通部交通規制課許可指導係 須藤祐一様からの、車庫証明の実務に関する研修として、実務上の詳細な解説と事例紹介をいただき、会員からの質問も活発に行われていました。後半は自動車登録実務に関する研修を行い、事例に即した登録手続きの流れについて解説いたしました。



自動車関連業務取扱者名簿2024年度版について

「自動車関連業務取扱者名簿2024年度版（自動車登録・出張封印・車庫証明）」を2400部作成し、各市町村窓口など関係各所に配布し広く活用していただくとともに、行政書士業務のPRを図りました。

**自動車手続きは
行政書士へ**

自動車登録
出張封印
車庫証明

ご住所の変更に伴う
ナンバー変更は
お済みですか？

自動車関連業務取扱者名簿 2024年度版 (2024年1月15日現在)

自動車登録及び出張封印について…………… P 1
 車庫証明について…………… P 5

茨城県行政書士会

行政書士には法律により「守秘義務」が課せられていますのでご注意ください。
 茨城県水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階 <https://ibaraki-gyosei.or.jp>

茨城運輸支局・土浦自動車検査登録事務所
軽自動車検査協会茨城事務所・土浦支所

茨城運輸支局・茨城事務所管轄区域
● 水戸ナンバー

土浦自動車検査登録事務所・土浦支所管轄区域
● 土浦ナンバー
● つくばナンバー

行政書士は、官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類を作成する専門家です。

頼れる街の法律家
茨城県行政書士会

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25
 (茨城県開発公社ビル5F)
 TEL: 029-305-3731 / FAX: 029-305-3732
<https://ibaraki-gyosei.or.jp>

第3回 業務研修会

- 日 時：令和6年3月25日(月) 午後1時30分～午後3時30分
場 所：茨城県開発公社ビル 4階 大会議室
講 師：茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 課長補佐 有井 裕昭 様
参 加 者：35名
内 容：茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例による規制の概要について、県民生活環境部廃棄物規制課有井様からご講義をしていただき、当条例について理解を深めた。



産業廃棄物処理業許可申請等受付事務について

**茨城県廃棄物規制課から業務受託しました。
…産廃では東日本で初めての業務受託です…**

廃棄物規制課と業務委託契約を締結し、4月15日より事業を開始しました。詳細は別紙に記載しましたが、当会会員の行政書士が、対面、郵送のいずれの場合も、許可申請書と変更届出書の形式審査と電話応対を担当します。

廃棄物規制課では、申請等受付業務を外部委託することによって、審査期間の短縮と不法投棄対策の強化を図りたく、当会と事前の協議を重ね、本年3月に公募型プロポーザル方式による申込を経て、4月1日に正式に受託となったものです。

建設業許可や経審について自治体から業務受託している単位会はありますが、産業廃棄物処理業許可に関して業務受託するのは、京都府に次いで2例目で、京都府から東では初めてとなります。

許可申請書は、優良認定の更新申請を除いた収集運搬業、処分業のすべて許可申請とすべての変更届出書の形式審査を担当します。年間の処理件数は、許可申請が約1400件、変更届出が約1500件程度になると見込まれます。さらに、電話による各問い合わせへの応答も担当します。

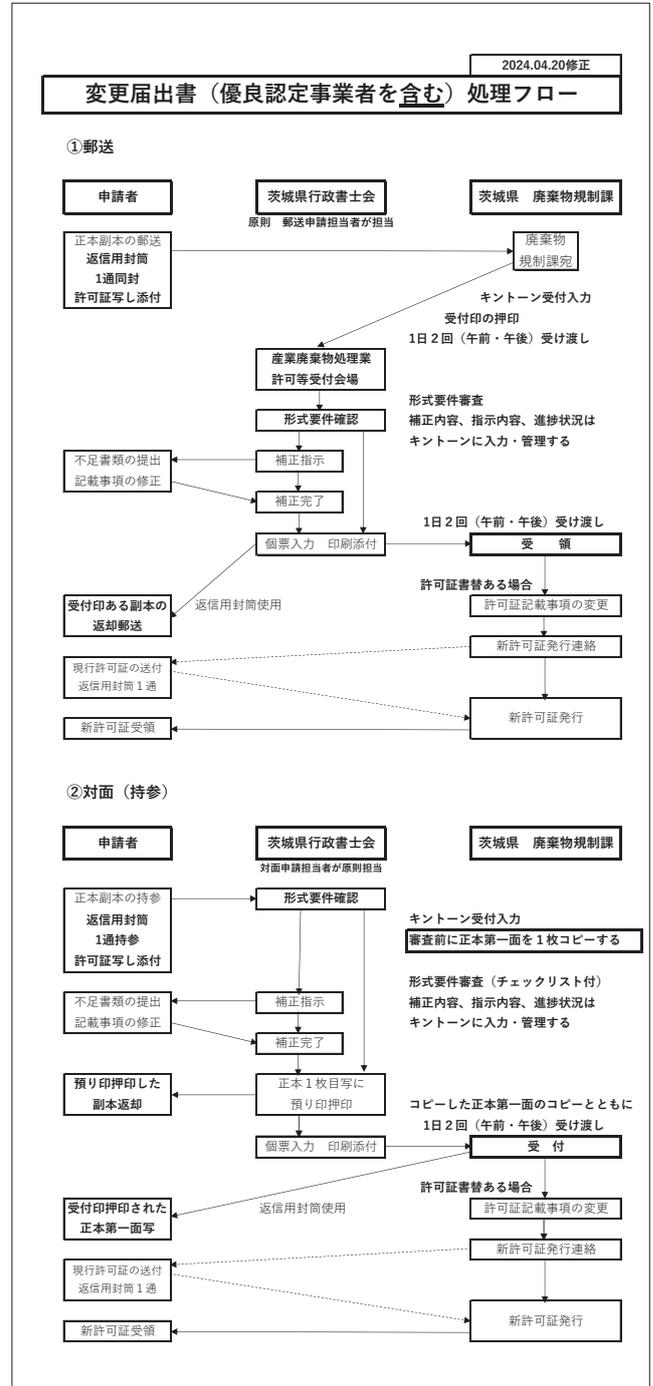
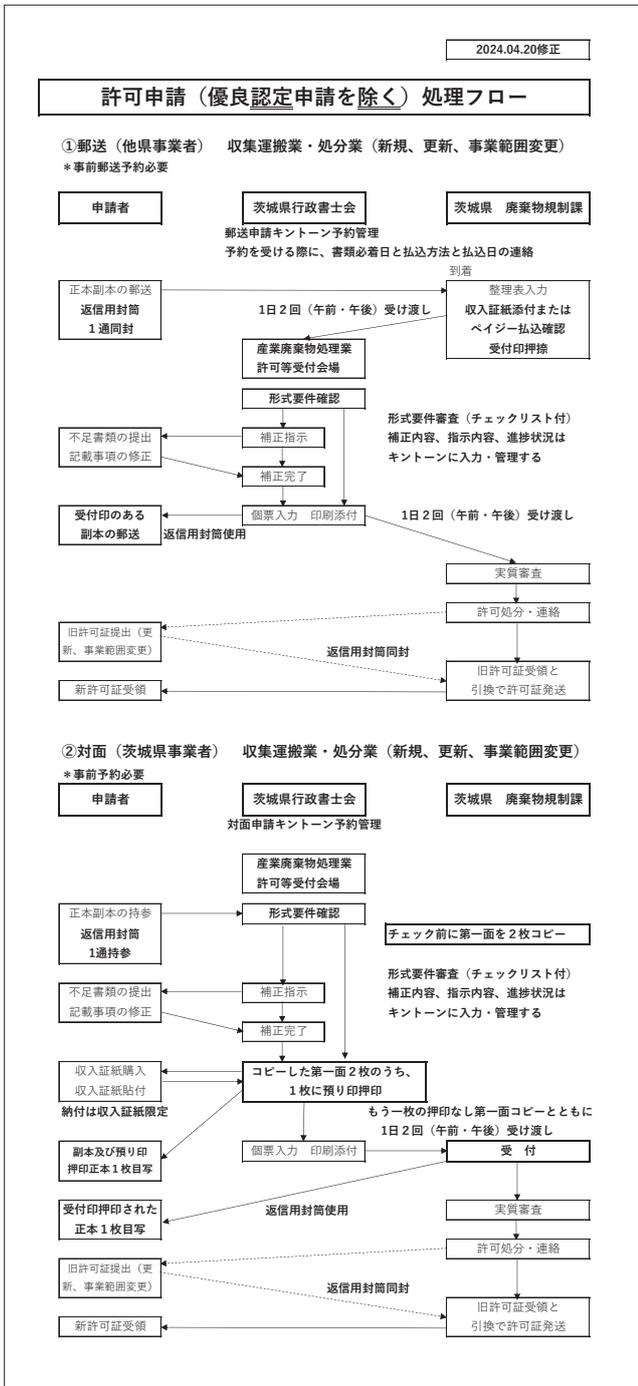
受託した業務をおこなう場所は、茨城県開発公社ビル2階に新設された「産業廃棄物処理業許可申請等受付会場」で月曜日と金曜日は3名ずつ、火曜日から木曜日は4名ずつ、1週あたり、延べ30名の当会会員の行政書士が担当します。

本件業務の担当者には、複数回にわたる特別研修会を受講していただき、形式審査業務を習得していただきました。今後は実践を通して、業務知識の研鑽に励み、廃棄物規制課からの期待に適切に応えていく必要があります。

本件契約は単年度更新ですが、来年度以降も引き続き受託できるよう、着実に実績を積んでいきたいと思いをします。

なお、会場では、茨城県収入証紙は取り扱いませんので、これまで通り、茨城県産業資源循環協会か県庁内での購入をお願いいたします。

(担当副会長 木村 司)



第3回 業務研修会

日 時：令和6年2月7日(水) 午後1時30分～午後3時

場 所：茨城県開発公社ビル 1階 中会議室

講 師：茨城県保健医療部医療政策課 課長補佐 笹口 満 様
茨城県保健医療部医療政策課 主任 川上 裕貴 様
茨城県保健医療部医療政策課 主事 埜 明宏 様

参加者：37名

内 容：「医療法人の手続について」と題し、医療法人の設立認可申請手続や定款の変更申請手続、医療法人の設立後に必要となる届出等について講義を戴きました。



● 国際部

東京入管と関地協との連絡会議

日 時：令和6年2月20日(火) 午後2時～午後4時10分

場 所：東京出入国在留管理局 品川庁舎

出席：副会長 橋本 哲

内 容：各部門における審査等の状況、研修会への講師派遣等について

第2回 業務研修会

日 時：令和6年3月15日(金)
午後1時30分～午後3時

場 所：茨城県開発公社ビル 1階 中会議室

講 師：東京入管水戸出張所
統括審査官 八木 寛之 様

参加者：23名

内 容：入国・在留手続き概論



● 市民法務部

部長 永塚 崇洋

市民相談センター、リニューアル

平成27年から実施している、市民相談センター（電話無料相談）ですが、利便性向上を図るべく、この度、相談専用の電話番号を新たに取得しました（新しいポスター等をご覧ください）。また、相談員も各自の事務所からリモート対応できるようになりました。今後もより一層、県内住民・企業の皆様のお役に立てることを期待します。

茨城県行政書士会
市民相談センター

電話無料相談

一人でも悩まず気軽に相談！

毎週 木曜日（祝日は除く） 午後1時30分～午後4時30分

☎ 029-350-5767

- 自動車に関する事
- 農地活用に関する事
- 相続や遺言書に関する事
- 契約書の作成に関する事
- 中小企業の支援に関する事
- 外国人の手続きに関する事
- 土地開発に関する事
- 飲食店等の営業許可に関する事
- 法人設立に関する事
- 運送業・建設業・宅建業に関する事

日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局までお問い合わせください。
行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会
〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F
TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732 URL: <https://ibaraki-gyosei.or.jp>

後援
公益財団法人
茨城県
開発公社

令和5年下半期(7~12月)申請取次実績報告書の集計結果

集計日：令和6年4月30日(火) (令和6年4月30日時点での提出者)

報告書提出対象者総数／213名		提出者／213名		未提出者／0名	
実績0件	134名	実績10件	1名	実績28件	1名
実績1件	10名	実績11件	3名	実績31件	1名
実績2件	6名	実績12件	1名	実績32件	1名
実績3件	8名	実績13件	2名	実績35件	1名
実績4件	4名	実績14件	1名	実績36件	1名
実績5件	4名	実績15件	1名	実績45件	1名
実績6件	1名	実績16件	1名	実績58件	1名
実績7件	2名	実績17件	0名	実績65件	1名
実績8件	1名	実績18件	0名	実績71件	1名
実績9件	1名	実績19件	1名	実績72件	1名
		実績20件	0名	実績78件	2名
		実績21件	1名	実績79件	2名
		実績22件	3名	実績82件	1名
		実績23件	2名	実績103件	1名
		実績24件	1名	実績187件	1名
		実績25件	1名	実績321件	1名
0～9件の方	171名	10件以上の方	42名		
		提出者の合計	213名		

※ 国ごとの申請件数は別紙の集計表を参照願います。

令和5年下半期において出入国在留管理庁長官から交付された届出済証明書を有しており、当該報告の対象者となる方は213名おりますが、実際にご提出を頂いた方は213名であり、今般の提出率は100.00%でした。

また、申請取次行政書士管理委員に選任されるための要件とされる「年平均10件以上」の申請件数を下半期のみで満たす方は42名であり、提出者全体のうち19.71%でした。

(申請取次行政書士管理委員会規程第6条第2項第6号)

【参考】実績0件 = 134名 (提出者全体の62.91%)
 実績1件以上 = 79名 (提出者全体の37.08%)

※集計対象者：令和6年5月10日時点の提出者

(報告書提出対象者総数：213名 提出者：213名 未提出者：0名)

(令和5年7月～12月)

申請者の国籍	申請の種別	在留資格認定証明書	資格外活動許可	在留カード関係			変更	更新	在留資格取得	永住	再入国	就労資格証明書	合計
				記載事項変更届出	有効期間更新	紛失・汚損等再交付							
ベトナム		54	4	0	0	1	88	175	1	4	0	14	341
フィリピン		44	7	0	3	0	40	127	0	8	0	4	233
中華人民共和国		18	0	2	6	0	11	19	0	18	0	0	74
ネパール		35	13	0	0	0	4	67	0	3	0	0	122
スリランカ		52	7	0	0	1	43	104	0	6	0	2	215
パキスタン		67	10	0	5	0	24	143	0	1	3	1	254
インドネシア		59	0	0	0	0	68	41	0	4	0	0	172
バングラデシュ		55	9	0	0	0	12	82	0	5	0	2	165
カンボジア		12	0	0	0	0	25	18	0	0	0	0	55
タイ		25	1	0	0	0	10	55	0	3	0	0	94
ブラジル		8	0	0	0	0	0	17	0	1	0	0	26
インド		11	1	2	0	0	3	23	0	1	1	0	42
アフガニスタン		21	0	0	2	0	6	20	0	4	0	0	53
大韓民国		1	0	0	0	0	1	4	0	3	0	0	9
ペルー		6	0	0	0	0	1	16	0	2	0	0	25
イラク		3	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	14
ミャンマー		27	0	1	2	0	7	11	0	0	0	0	48
ガーナ		3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
マレーシア		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
モンゴル		0	1	0	0	0	2	5	0	1	0	0	9
イギリス		1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	7
カナダ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カザフスタン		0	1	0	2	0	0	6	0	0	0	0	9
オーストラリア		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウズベキスタン		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
メキシコ		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
台湾		0	0	0	0	0	2	4	0	4	0	0	10
ウガンダ		0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	4
イラン		1	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	5
フィジー		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
アメリカ		9	0	0	0	0	2	27	0	1	0	0	39
ナイジェリア		1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	4
ジンバブエ		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
スペイン		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
コンボ		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
カメルーン		0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	10
スーダン		0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
ルーマニア		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ケニア		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
チリ		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
モーリシャス		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
シリア		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ボリビア		0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3
エジプト		1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
ベネズエラ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ジャマイカ		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
トルコ		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
キルギス		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ノルウェー		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
チュニジア		4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	8
アンティグア・バーブーダ		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アルゼンチン		0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
ニカラグア		0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
		522	55	5	20	2	361	1,018	1	72	5	23	2,084

補助者研修会の開催について

補助者の皆様にはいままで補助者証の更新のために『新コンプライアンス研修会』を受講していただいておりますが、日本行政書士会連合会主催『一般倫理研修』（行政書士会員のみ受講可能）の配信開始に伴う『新コンプライアンス研修会』終了のため、令和5年4月より補助者の方を対象にした別途本会主催の『補助者研修会』を開催することとしました。

なお、次回補助者証の更新のためにすでに『新コンプライアンス研修会』を受講されている場合には、改めて『補助者研修会』を受講する必要はございません。

また、『補助者研修会』の開催日時等については、31ページをご覧ください。

大切なお知らせ

1. 職務上請求書の購入について

職務上請求書購入日

職務上請求書払出日にのみ購入することができます。

原則毎月第1・3木曜日 午後2時～午後5時

近くは6/6・6/20・7/4・7/18・8/1・8/22となります。



購入方法

購入を希望される会員は、払出日までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書（別紙様式第2号）※職印押印
- ②誓約書（別紙様式第3号）※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④一般倫理研修会修了証の写し
- ⑤認印（郵送の場合は不要）

※注意事項※

- ・窓口で購入する場合には、行政書士証票をご提示ください。
- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は一冊1,100円です。（郵送の場合には、使用済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。）
- ・新規で購入する場合には確認が不要なので、払出日以外でも対応いたします。

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による『使用済職務上請求書』の内容確認があります。

※不適正な使用・未記載等がある場合、**即日の払出しが出来ない場合があります。**

※郵送申込みの場合は、上記払出日に内容確認のうえ払出日の翌日に発送いたしますので、時間に余裕を持ってお申込みください。

購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊まで

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2 + 2冊まで

保管方法

- 職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または廃棄してしまった場合は、「顛末書」を提出いただきます。
- 書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに保管してください。
- 登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

紛失・盗難された場合

- 【使用済みの職務上請求書の場合】
「顛末書」と使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告してください。
- 【使用中の職務上請求書】
所轄の警察署へ届出するとともに、「顛末書」により本会事務局に報告してください。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

2. 会費滞納者及び法的措置対象者の公表について

本会の運営は、会員各位が納入された会費によって成り立っています。

しかし、一部の会員にあっては会費滞納に対する意識欠如のためか一向に改善努力も見られず、その対応に苦慮いたしております。このことは本会の事業遂行に大きな妨げとなることはもとより、適時納入義務を全うしている会員との間に著しく公平を欠く要因となることから解決すべき一大案件であります。

そこで本会では、平成26年10月1日から施行されました「会費滞納者の公表に関する規程」を改正し、より厳しい手段を講ずることにより、会費滞納の解消並びに滞納者ゼロを目指すこととし、平成28年12月20日開催の理事会において提案、承認可決され、同日施行されておりますことをお知らせいたします。



茨城県行政書士会
会 長 古 川 正 美 殿

登録(法人)番号 :
支 部 :
氏 名(法人名称):

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」
購 入 申 込 書

1. 購入部数 (いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 () 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類 (主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類 (添付するものに○をつけること。)

①誓約書

②使用済み職務上請求書の控え

〈添付しない場合の理由〉

・初回の購入申込み

・紛失 その他 (顛末書により詳細な理由を記載すること)

③日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項に定める倫理研修を修了したことを証する書類

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓約書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	令和 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	職印		

〈以下、単位会記入欄〉

払出し管理番号	
---------	--

令和6年度の法定研修の日程について

- 申込受付期間：令和6年4月1日(月)～6月21日(金)
受講方法：中央研修所研修サイト(ビデオ・オン・デマンドシステム)
受講期間：8月1日(木)～9月16日(月)
考査実施日：令和6年10月20日(日)

本研修は、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修(以下「特定行政書士法定研修」という。)として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、考査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

研修概要

1 受講資格

行政書士

(申込時点において、行政書士名簿に登録されている者)

2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考査」において基準に到達することをもって修了となります。

(1) 講義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト(ビデオ・オン・デマンドシステム)(以下、「研修サイト」という。)に記載された18時間[約1時間×18コマ]のビデオ講義を受講していただきます。

〈受講期間〉2024年8月1日(木)～9月16日(月・祝)

〈講義科目・時間(目安)〉

科目	時間(コマ数)
行政法総論	1時間(1コマ)
行政手続制度概説	1時間(1コマ)
行政手続法の論点	2時間(2コマ)
行政不服審査制度概説	2時間(2コマ)
行政不服審査法の論点	2時間(2コマ)
行政事件訴訟法の論点	2時間(2コマ)
要件事実・事実認定論	4時間(4コマ)
特定行政書士の倫理	2時間(2コマ)
総まとめ	2時間(2コマ)

(2) 考査

2024年10月20日(日)14:00～16:00に所属の単位会が指定する会場において実施(全国一斉開催)します。

※考査会場は、9月上旬(予定)に本会ホームページ会員専用サイト「連コン」(以下、「会員サイト」という。)内で発表いたします。

〈考査問題について〉

上記「講義科目」に関する理解度を測るための考査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

〈出題範囲及び到達基準点について〉

講義科目(法定研修テキスト及びサブテキスト「行政書士のための行政法」「行政書士のための要件事実の基礎」(いずれも日本評論社刊)を含む)の内容の理解を問う出題となります。なお、到達基準点は、例年およそ6割程度です。

3 申込みについて

(1) 申込期間

2024年4月1日(月) 9:00～

2024年6月21日(金) 17:00(厳守)

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

(2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申込みください。

申込受付後、翌週月曜日(休日の場合は、翌営業日まで)に受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください(クレジットカード決済・コンビニ決済等)。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守していただくをお願いします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

4 受講料

8万円(テキスト代含む)

※再受講・再受験の受講料は、次々ページ(再受講制度について)を御確認ください。

5 結果通知

修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載(11月中旬(予定))するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送(12月上旬(予定))にて通知します。

6 災害発生時等における講義・考査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・考査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

〈講義について〉

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

講義中止の場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

〈考査について〉

安全に開催できないおそれがある場合など、考査を中止する場合があります。

考査中止の場合は、次年度への振替とします。

7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」への掲載もしくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。

研修における諸注意

講義の注意事項

- (1) 受講期間開始前に、申込時に指定した資料送付先宛てにテキスト・サブテキスト等受講に必要な資料一式を発送いたします(7月22日(月)予定)。受講期間開始3日前までに届かない場合は、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。
- (2) 講義は、研修サイトでのe-ラーニング研修形式で実施します。自宅又は事務所等で、各自、ビデオ講義を視聴してください。
- (3) 受講に際しては、パソコン、タブレットもしくはスマートフォン等の動画を再生できる機器とインターネット接続環境が必要となります(一部サポート対象外となるブラウザ・機種がありますので、あらかじめ研修サイトにアクセスし、視聴確認をお願いします)。
- (4) 研修サイト利用マニュアルに沿って、全講義ビデオ(約1時間×18コマ)を最後まで視聴してください。
- (5) 全講義を100%受講された方のみ、考査の受験が可能となります。(2年目自由受講の受講者を除く。)
- (6) 本研修講座の動画及びテキスト等について、講義受講の目的以外の使用又はいかなる形での二次利用も認められません。「中央研修所研修サイト利用規約」に則りビデオ講義を視聴してください。

考査受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講終了を確認した後、考査一週間前までにメールで送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位会、会場名等が記載されています。
- (2) 受験票は、必ず事前に印刷し、考査当日会場に必ず持参してください。
- (3) なお、考査3日前までに受験票が届かない場合、または、受験票の記載事項に誤りがある場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。

考査当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお越しください。開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
- (2) 当日は、考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル(B又はHB黒)及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 必ず会場の所定の場所で行ってください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、受験票、又は本会ホームページのお知らせ等を御確認ください。
- (4) 会場内では、以下の点に御留意ください。
 - ・会場内では、受験票に記載された座席番号の座席に着席してください。
 - ・考査時間中は、受験票、筆記具及び腕時計以外を机の上に置くことはできません(携帯電話やスマートフォン等時計以外の機能が付いた機器を時計として使用することができません)。
 - ・会場で生じたごみは、各自で持ち帰ってください。
- (5) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。また、考査実施中に災害等不測の事態が発生した場合は、係員・監督員等の指示に従い、避難等行ってください。
- (6) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。本会では責任を負いかねます。

結果発表と結果通知

- (1) 修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載(11月中旬(予定))するとともに、受験者の事務所所在地宛てに郵送(12月上旬(予定))にて通知します。
- (2) 修了者には、行政書士名簿への付記手続完了後、所属単位会を経由して、特定行政書士である旨の通知書を交付します。
- (3) 可否・採点内容等についての問合せには、一切応じられません。
- (4) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します(実費負担)。

特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、必ず、申込前に本会事務局研修課まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場にいられた場合には対応しかねますので、御注意ください。
- (3) 特別の事情により、研修サイトによる講義を御自身で受講することが困難な場合には、必ず、申込前に本会事務局研修課まで御相談ください。

個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込により御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) なお、本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施等必要な範囲において利用します。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付する場合があります。その他、同規則17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

その他

- (1) 申込後、結果通知書発送予定時期までの間に、行政書士名簿登録事項に変更が生じた場合は、行政書士登録変更手続等所定の手続をお取りいただくとともにその旨御一報ください。
- (2) 災害等の発生により研修講義及び考査の実施を変更又は中止する場合には、本会ホームページ又は会員サイトにて発表します。

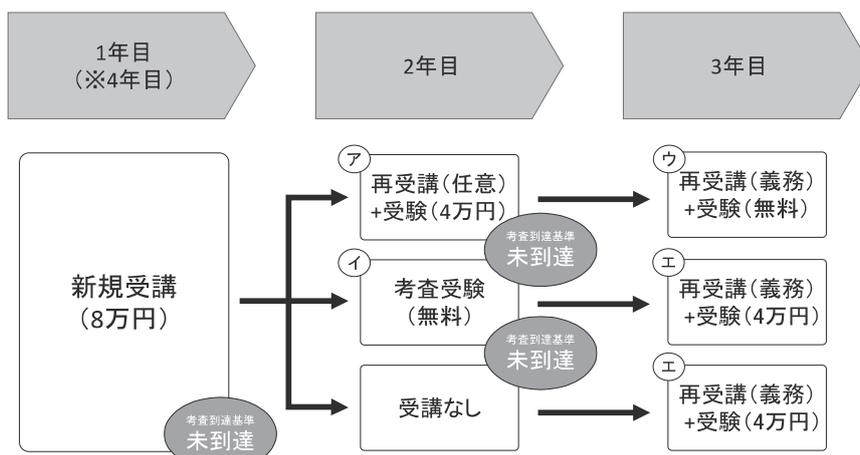
お問合せ・御連絡先

- 本研修の申込手続に係る御照会
(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係 03-6450-1622
- 本研修の内容に係る御照会
日行連事務局研修課 03-6435-7330

Information

〈再受講制度について〉

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、新規（8万円）の受講料が必要となりますので御留意ください。

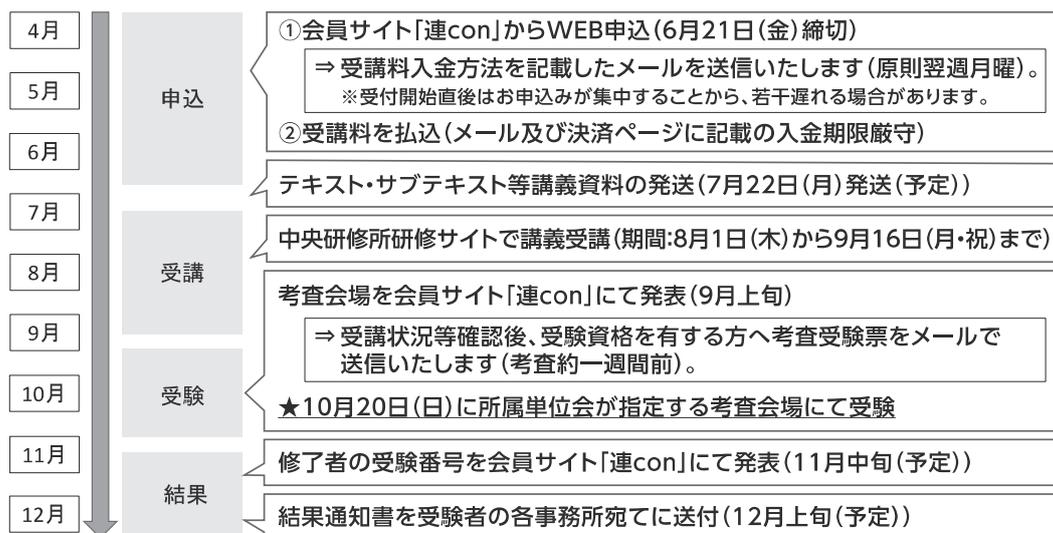


※ 2・3年目に申込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新たに新規（8万円）の受講料が必要です。

※ 2年目・3年目の方は、WEB 申込フォームから上記㉑～㉓のいずれかを選択してください。

※ 2年目の㉑については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を終了したものとし、考査を受験することができます。

〈特定行政書士法定研修 申込・受講手続の流れ〉（予定）



[日本行政2024.4 No.617 p37 から]

〈WEB 申込手順〉

1 会員サイト「連con」にアクセス

「日行連ホームページ」のトップページのバナーまたは「会員ログイン」から、会員サイト「連con」にアクセスしてください。

2 申込専用サイトにアクセス

「連con」のトップページから、研修・セミナー>特定行政書士法定研修>令和6年度特定行政書士法定研修の御案内をクリックし、「特定行政書士法定研修申込・決済サイト」にアクセスしてください。

3 アカウント登録・申込

サイトに記載の利用方法に従ってアカウント登録を行い、受講の申込をしてください。

4 受講料の支払

申込後、入金案内がメールで届きますので、メールに記載のURLから決済画面にアクセスし、下記の四つから受講料の支払方法を選択し、入金してください(入金後、支払完了メールを送付します)。

〈受講料の支払方法〉

各種支払方法を選択できるようになりました！

(1) クレジットカード



(2) コンビニ



(3) ATM(ペイジー)



(4) ネットバンキング



※各種支払方法には一部提携外の機関がございます。詳しくは申込サイトを御覧ください。

出張封印実績集計作業

日 時：令和6年2月15日(木)
午後1時～午後4時
場 所：茨城県行政書士会事務局
担 当 者：佐藤鉄也委員長 熊山達也副委員長
小野崎佳昭専門委員
内 容：
令和5年7月1日から令和5年12月末日までの丁

種出張封印の実績について、丁種会員からの報告を
基に集計しました。集計結果は以下のとおりです。
なお、括弧内の数字は前回（令和5年1月1日か
ら令和5年6月末日）の集計結果です。
新車販売が滞っていた前回集計期間から、それら
が正常化されたことが垣間見える結果となりました。

登録種別	申請先運輸支局																
	茨 城		千 葉		栃 木		東 京		神奈川		埼 玉		群 馬		山 梨		
新規	完成検査	281	(228)	16	(14)	5	(10)	15	(4)	5	(9)	6	(6)	3	(5)	0	(5)
	予備検	290	(253)	34	(16)	17	(13)	16	(15)	6	(25)	17	(10)	3	(3)	1	(0)
	保 適	212	(354)	15	(25)	6	(10)	0	(4)	1	(0)	2	(1)	3	(10)	0	(4)
管轄変更	1050	(1445)	100	(145)	35	(38)	44	(40)	20	(32)	54	(84)	13	(16)	5	(10)	
番号変更	209	(298)	9	(5)	0	(2)	2	(11)	3	(3)	3	(8)	0	(1)	0	(0)	
番号標再交付	30	(27)	2	(2)	1	(0)	2	(4)	1	(1)	2	(4)	0	(0)	0	(0)	
再封印	46	(43)	1	(2)	1	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
交 換	2	(6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
合 計	2120	(2654)	177	(209)	65	(73)	81	(78)	36	(71)	84	(113)	22	(35)	6	(19)	
総 計	2591 (3252)																

封印管理委員会よりお知らせ

丁種出張封印取扱事前研修修了者各位
※既に丁種会員の方を除く

丁種出張封印を受託する行政書士として出張封印を行うためには、丁種会員名簿に登載され、
丁種会員用の封印受領証の払出しを受ける必要があります。

これまでに丁種出張封印事前研修を受講され、修了証書または自動車登録業務に関する証明書
の交付を受けた方は丁種会員名簿登載申込みの要件を満たしておりますので名簿登載を希望され
る場合は、下記提出書類をご用意のうえ、郵送（当日消印有効）または事務局へご提出ください。

【受付期間】

令和6年6月27日(木)～令和6年7月19日(金)

【提出書類】※各様式は茨城県行政書士会 会員専用HPをご確認ください。

1. 名簿登載申込書（様式第1号）1部
2. 修了証書または自動車登録業務に十分に精通した行政書士であることを証明する書面（様式第2号）の写し 1部
3. 確約書（様式第3号） ※日付2ヶ所は空欄にする
4. 損害賠償責任保険加入証の写し又は損害賠償責任保険加入申込書の写し 1部
※保険料を払い込んだことがわかる書面の写し

【申請費用及び払込方法】

申請手数料 3,000円

- ・事務局窓口支払
- ・現金書留
- ・口座振込 [常陽銀行 本店 普通預金 0128690 茨城県行政書士会]

封印受領証の購入について

封印受領証は、払出日にのみ購入ができます。

払出日時は、原則偶数月の第4水曜日（該当日が休日の場合はその翌日）です。

令和6年度払出日時	
令和6年6月26日(水)	午後1時～午後3時
令和6年7月24日(水)	午後1時～午後3時
令和6年8月28日(水)	午後1時～午後3時

【払出し申込みの方法】

購入を希望される会員は、払出し日までに当会所定の購入申込書の原本を事務局まで郵送ください。対応にご協力願います。**FAX不可**

※購入申込書の様式は「[本会ホームページ](#)→[会員専用ページ](#)→[各種手続\(出張封印\)](#)→[出張封印](#)」からダウンロードしてください。

【封印受領証の価格】

様式第5号 一冊(30枚綴り) 1,000円

(郵送の場合には、購入された封印受領証とゆうちょ銀行の払込取扱票を同封して翌日に郵送いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。)

【封印受領証の払出し冊数の制限】

個人会員…5冊まで

法人会員…5冊に加えて、本会に所属する社員行政書士人数×5冊まで

【令和元年度までに丁種会員名簿に登載された方について】

令和2年5月15日付茨行書第126号において通知しましたとおり、封印受領証は、様式第4号及び第5号の払出しを行ってまいりましたが、封印業務の効率化のため、本会が封印委託を受けているすべての運輸支局に対し、提出する封印受領証の様式を様式第5号に統一しました。

従って、令和2年5月より様式第5号のみを払出し、茨城運輸支局においても様式第5号を提出することが可能となっております。

なお、現存する様式第4号については、継続して茨城運輸支局のみに提出可能です。様式第5号を使用する際は、会長名を古川正美会長に訂正の上、ご使用ください。

また、一度に保有できる最大冊数は、様式ごとに5冊とされておりましたが、様式第4号が無くなり、現に様式第5号を5冊保有されている場合は、新たに購入することはできませんのでご注意ください。

※丁種会員の皆さまにおかれましては、茨城県行政書士会封印業務の受託に関する規程、茨城県行政書士会封印管理委員会運営細則及び茨城県行政書士会自動車封印取扱内規をよくご確認の上、封印業務にあたっていただけますようお願いいたします。

令和5年度 法教育実施報告

茨城会は、法教育の実施について、教育委員会と協定を結んでいる全国で唯一の単位会です。
平成30年2月28日に締結した協定に基づいて、今年度も多くのお申し込みをいただき実施してまいりました。

令和5年度定時総会役員改選後の活動は以下のとおりです。

(1) 法教育の実施等に係る会議

- ① 7月3日(月) 茨城県義務教育課との協議
- ② 7月14日(金) 第1回 法教育推進委員会を開催
- ③ 9月14日(木) 第2回 法教育推進委員会を開催
- ④ 11月14日(火) 第3回 法教育推進委員会を開催
- ⑤ 11月21日(火) ひたちなか市立前渡小学校の法教育に係る企画会議

(2) 法教育の事前打ち合わせ

- ① 8月9日(水) 古河市立 三和北中学校
- ② 9月7日(木) 石岡市立 葦穂小学校
- ③ 9月11日(月) 笠間市立 大原小学校
- ④ 9月26日(火) 古河市立 水海小学校
- ⑤ 10月3日(火) 大子町立 大子西中学校
- ⑥ 10月10日(火) 下妻市立 大形小学校
- ⑦ 10月26日(木) 常総市立 豊岡小学校
- ⑧ 11月1日(水) 鹿嶋市立 大同西小学校
- ⑨ 11月8日(水) 水戸市立 吉沢小学校
- ⑩ 11月27日(月) 城里町立 常北小学校
- ⑪ 12月4日(月) ひたちなか市立 前渡小学校
- ⑫ 12月21日(木) 北茨城市立 精華小学校(市教育研究会学校事務研究部)
- ⑬ 1月31日(水) 結城市立 結城南中学校

(3) 法教育

- ① 8月23日(水) 古河市立 三和北中学校 教職員 著作権
講師：鎌田 惇(副委員長)
出席：古川 正美(会長) 増戸 美幸(副会長) 中村 祐治(委員長)



- ② 9月21日(木) 石岡市立 葦穂小学校 1・2・3年生 買い物
 講師：中村 祐治(委員長)
 補助：若山 民雄(副会長) 野村 亜由美(委員) 永塚 崇洋(委員)



- ③ 10月3日(火) 笠間市立 大原小学校 6年生 スマホSNS
 講師：中村 祐治(委員長)
 補助：野村 亜由美(委員) 永塚 崇洋(委員) 本郷 友朗(水戸支部)



- ④ 10月19日(木) 古河市立 水海小学校 6年生 著作権
 講師：中村 祐治(委員長)
 補助：鎌田 惇(副委員長) 鈴木 智絵(県西支部)



⑤ 10月24日(火) 大子町立 大子西中学校 1年生 成年年齢引き下げ

講師：野村 亜由美(委員)

補助：中村 祐治(委員長) 永塚 崇洋(委員)



⑥ 10月30日(月) 下妻市立 大形小学校 教職員 著作権

講師：鎌田 惇(副委員長)

出席：中村 祐治(委員長) 野村 亜由美(委員)



⑦ 11月1日(水) 常総市立 豊岡小学校 6年生 著作権

講師：野村 亜由美(委員)

補助：中村 祐治(委員長) 北野 早紀(県南支部) 鈴木 智絵(県西支部)



- ⑧ 11月7日(火) 鹿嶋市立 大同西小学校 5・6年生 スマホ課金SNS
 講師：鎌田 惇(副委員長)
 補助：中村 祐治(委員長) 野村 亜由美(委員)
 佐藤 鉄也(本会運輸交通部長) 内野 敬仁(本会保健風営副部長)



- ⑨ 12月6日(水) 城里町立 常北小学校 6年生 主権者教育
 城里町立 七会小学校 との合同実施
 講師：鎌田 惇(副委員長)
 補助：中村 祐治(委員長) 野村 亜由美(委員)



- ⑩ 12月12日(火) 水戸市立 吉沢小学校 6年生 スマホSNS
 講師：野村 亜由美(委員)
 補助：中村 祐治(委員長) 鎌田 惇(副委員長) 本郷 友朗(水戸支部)



① 12月14日(木) ひたちなか市立 前渡小学校 6年生 4クラス同時開催
 1組(会社設立) 講師:鎌田 惇(副委員長)
 補助:立木 舞(水戸支部) 本郷 友朗(水戸支部)



2組(国際化) 講師:中村 祐治(委員長)
 補助:小野寺 大介(県南支部)



3組(会社設立) 講師:柴田 香里(本会総務副部長)
 補助:増戸 美幸(副会長)
 佐藤 鉄也(本会運輸交通部長)



4組（著作権） 講師：野村 亜由美(委員)
補助：永塚 崇洋(委員) 石川 千春(水戸支部)



⑫ 1月24日(水) 北茨城市教育研究会学校事務研究部 学校事務職員 著作権
講師：鎌田 惇(副委員長)
補助：中村 祐治(委員長) 永塚 崇洋(委員)



⑬ 2月7日(水) 結城市立 結城南中学校 1年生 スマホSNS
講師：永塚 崇洋(委員)
補助：増戸 美幸(副会長) 大関 啓之(本会理事) 坂入 光太(県西支部)



(4) 他単位会が実施する法教育の視察

① 12月1日(金)

土浦日本大学高等学校 右朮桜キャンパス 3年生
東京会が実施した「成年年齢引き下げ」の視察

出席：中村 祐治(委員長)

② 1月15日(月)

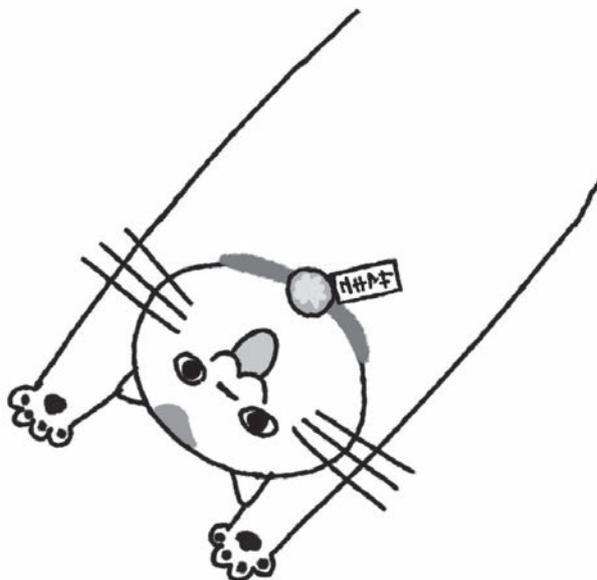
土浦日本大学高等学校 右朮桜キャンパス 1・2年生
東京会が実施した「成年年齢引き下げ」の視察

出席：古川 正美(会長)

中村 祐治(委員長) 野村 亜由美(委員)

令和5年度中、法教育推進委員会では以上のとおり法教育活動を実施いたしました。
今年度は、これまでの小中学校および教職員に加えて、東京都行政書士会と連携した高校への法教育も予定しております。

法教育活動を推進する中で、法の大切さを伝えるとともに、行政書士制度の知名度向上を図ることができるよう引き続き尽力してまいります。



通知・通達

- ◇令和6年2月6日 【日行連発第1395号】 建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期について(周知)
- ◇令和6年2月13日 【日行連発第1424号】 テレビ電話ソフト「FACEHUB」のバージョンアップと操作方法の一部変更について(お願い) 周知依頼
- ◇令和6年2月14日 【日行連発第1434号】 事業再構築補助金及び生産性革命推進事業の行政書士による代理申請について(お知らせ)
- ◇令和6年2月26日 【埼行発第782号】 令和6年4月1日以降の埼玉県建設業許可申請等における窓口受付時間の短縮等について(周知)
- ◇令和6年2月27日 【日行連発第1516号】 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について(周知)
- ◇令和6年3月1日 【日行連発第1549号】 電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進について(ご協力をお願い)
- ◇令和6年3月4日 【日行連発第1557号】 令和6年度特定行政書士法定研修について
- ◇令和6年3月11日 【日行連発第1583号】 セコムパスポート for G-ID「行政書士電子証明書」の料金改定について(お知らせ)
- ◇令和6年3月11日 【日行連発第1587号】 医療法人の事業報告書等の届出及び経営情報等の報告の徹底について(周知)
- ◇令和6年3月13日 【日行連発第1596号】 電子定款の認証手続における電子委任状の公証人への送信方法について(依頼)
- ◇令和6年3月15日 【日行連発第1607号】 家系図作成業者等からの業務提携依頼について(注意喚起)
- ◇令和6年3月22日 【日行連発第1658号】 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正に伴う事業者による合理的配慮の提供供義務化について(周知)
- ◇令和6年3月25日 【日行連発第1665号】 「軽自動車の自動車検査証の電子化に関する情報」及び各帳票に表示する「二次元コード仕様書」の資料の更新について(周知)
- ◇令和6年3月26日 【建指第2000号】 都市計画法第34条第1号許可基準及び茨城県開発審査会付議基準の一部改正について(通知)
- ◇令和6年3月27日 【建指第2017号】 開発許可等申請手数料の改正について
- ◇令和6年3月27日 【日行連発第1683号】 第74回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について(依頼)
- ◇令和6年3月28日 【日行連発第1687号】 「種苗法施行規則の一部を改正する省令及び種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件の施行」について(周知)
- ◇令和6年3月28日 【日行連発第1706号】 日本行政書士会連合会職務基本規則の制定について(周知)
- ◇令和6年4月3日 【日行連発第11号】 監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について(周知)
- ◇令和6年4月3日 【日行連発第12号】 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(周知)
- ◇令和6年4月3日 【日行連発第13号】 建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について(周知)

※内容の詳細については、本会HP(<https://ibaraki-gyosei.or.jp>)をご確認いただくか、本会事務局宛までお問い合わせ下さい。

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっており、会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。

補助者研修会

※詳しくはP.13をご覧ください。

研修内容	行政書士制度、行政書士法、職務上請求書等、行政書士事務所に勤める補助者として知っておいていただきたいこと		
日時	令和6年7月19日(金)	午後1時30分～午後3時30分	
場所	茨城県開発公社ビル 1階 会議室		
講師	本会会員指導委員		
対象	補助者 ※会員の方は受講できません。		
受講料	無料	定員	23名
申込方法	メールまたはFAXまたはQRコード 本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：info@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	開催日の1週間前まで	担当	会員指導委員会
参加申込 ※太枠の中をご記入下さい	上記の研修会に申し込みます。 参加人数 補助者 _____ 名 会員氏名 _____ 補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号 補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号 補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号 ※遅刻や早退・中途退室の場合には、修了証がお渡しできませんので予めご了承ください。 ※この研修会は原則3か月に1回開催する予定です。 次回開催予定日は令和6年10月17日(木)です。		

丁種出張封印事前研修

研修内容	新たに丁種出張封印業務を行うには、本研修を受講し、丁種会員名簿への登載を申込み必要があります。 ※新規登載希望者は必ず一部・二部とも受講してください。 第一部：丁種出張封印事前研修会 第二部：実務上の留意点解説・効果測定（20分）		
日時	令和6年6月27日(木)	第一部	午後1時30分～午後2時30分
		第二部	午後2時45分～午後4時
場所	茨城県開発公社ビル 1階 中会議室		
講師	本会 封印管理委員長：佐藤 鉄也		
参加費	第一部500円 第二部500円	定員	30名
申込方法	QRコードまたは本会ホームページ ※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます		
申込期限	令和6年6月21日(金)	担当	封印管理委員会（第1回）

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっており、会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。

遺言書作成の実務

研修内容	遺言書作成について、以下のテーマでお話しします。 ・遺言の法的性質（判例解説を含む） ・公正証書遺言 ・自筆証書遺言と法務局保管制度について ・実務と問題演習		
日 時	令和6年7月9日(火)	午後1時30分～午後3時30分	
場 所	Zoom（オンライン配信方式）にて実施します。事務所や自宅で受講できます。お顔を映してご参加ください。		
講 師	県西支部理事：細井 研二		
受講料	無 料	定 員	100名（会員・補助者対象）
申込方法	本会ホームページ「研修会のご案内」からお申込みください。		
申込期限	令和6年7月2日(火)		
資 料	本会ホームページ「研修会のご案内」からダウンロードしてください。		
担 当	市民法務部（第1回）		
参加申込	「Zoom」を使用します。（無料にてご利用可能です。） 受講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（またはスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法等を各自ご確認ください。 ※音声や映像の途切れを防ぐため、有線でのインターネット接続をおすすめいたします。		
注 意 点	①ログインURL及び配信資料を他人に譲渡・公開しないこと。 ②本講義資料の全部または一部を他の研修会等の教材・資料として使用するなど、著作権侵害行為をしないこと。 ③講義中継の録画、録音、キャプチャー、スクリーンショットをしないこと。 ④研修会内容を動画配信、SNS配信及びブログ等への掲載をしないこと。 ⑤質問は講師がこれを許可した場合に限ること。		
そ の 他	・会場での研修会開催はありません。 ・Zoomに関する問い合わせ窓口等は設けておりません。 視聴環境や視聴方法については、事前にご自身でご確認ください。 ・諸般の事情により、日程の変更や中止の可能性がございます。その際は本会ホームページにてお知らせいたします。		

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例許可申請等について

研修内容	令和6年4月1日から施行された茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例について、その概要、許可申請についての注意点等、県担当部署からの説明と質疑応答		
日 時	令和6年7月16日(火)	午後1時30分～午後3時30分	
場 所	茨城県開発公社ビル 1階 中会議室		
講 師	茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 ご担当者 様		
参加費	無料	定 員	50名（会員・補助者対象）
申込方法	QRコードまたは本会ホームページ ※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます		
申込期限	令和6年7月9日(火)	担 当	環境部（第1回）

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっております。会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。

農業委員会の「中立委員」、及び最近の農地法関連情報について

研修内容	平成27年の農業委員会法改正により新たに設置された「中立委員」とは？「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者」と規定する「中立委員」について、行政書士との関係性を含め詳しくご説明いたします。また、併せて最近の農地法関連の情報についても講義していただきます。		
日 時	令和6年7月23日(火)	午後1時30分～午後2時50分	
場 所	茨城県開発公社ビル 4階 大会議室		
講 師	(一社)茨城県農業会議 ご担当者様		
参加費	390円 ※資料(冊子)	定 員	100名(会員・補助者対象)
申込方法	QRコードまたは本会ホームページ ※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます		
申込期限	令和6年7月16日(火)	担 当	国土農地・建設部(第1回・第一部)

建設業許可電子閲覧システム(JCIP)について

研修内容	いわゆる「コロナ禍」以降、建設業の申請場面は大きく電子化へとシフトしました。電子化の利便性が謳われる半面、進捗状況はまだまだかな、というのが実感ではないでしょうか？原因は様々考えられますが、まず第一にJCIPの理解が不足していることが挙げられます。そこで本研修会では、JCIP操作マニュアルを中心に講義し、少しでも会員の皆さまの理解が深まるよう努めてまいります。		
日 時	令和6年7月23日(火)	午後3時～午後4時20分	
場 所	茨城県開発公社ビル 4階 大会議室		
講 師	本会副会長：若山 民雄		
参加費	無 料	定 員	100名(会員・補助者対象)
申込方法	QRコードまたは本会ホームページ ※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます		
申込期限	令和6年7月16日(火)	担 当	国土農地・建設部(第1回・第二部)

水戸支部



令和5年度「第6回業務研修会」

日 時：令和6年1月31日(水)
午後6時30分～午後8時

場 所：茨城県水戸生涯学習センター 大講座室

内 容：「事業の引継・承継と建設業許可・産廃許可の取扱いについて」

講 師：木村 司 茨城県行政書士会副会長

正確性と即応性が要求される、実際に相談を受けて回答しているような、大変緊張感のある研修会となりました。発表の後には、木村司先生の詳細な解説がなされ、参加された先生方の大いなる力になったと思われます。

ありがとうございました。

令和5年度「第6回業務研修会」が、茨城県水戸生涯学習センターにて開催されました。

今回のテーマは「事業の引継・承継と建設業許可・産廃許可の取扱いについて」で、本会の副会長としてもご活躍されております木村司先生に講義をしていただきました。

講義は、木村司先生がご用意された様々な事例を基に、参加者一同でどのような手続きが必要になるかを考える形式で行われました。

事例ごとに必要な申請を順に発表していくので、



木村 司 茨城県行政書士会副会長



真剣に事例の検討をしております。



各事例には詳細な解説がなされました。

令和5年度「茨城ロボッツホームゲーム観戦」

日 時：令和6年2月3日(土)
午後2時～午後5時

場 所：アダストリアみとアリーナ

内 容：茨城ロボッツVS.サンロッカーズ渋谷

ドを許したものの、第3クォーターでは点差が変わらず、3点差のまま第4クォーターに突入しました。第4クォーターでも拮抗した展開が続き、終了時間

水戸支部の先生方の親睦を図ることを目的としまして、茨城ロボッツを応援する観戦会が開催されました。

音と映像に彩られた試合前の余興が進むにつれて、ブースター（バスケットで特定のチームを応援する人）のボルテージは最高潮に達し、我らが茨城ロボッツのサンロッカーズ渋谷戦が始まりました。

試合は一進一退の激しい攻防戦で、第1クォーターを終えて同点。第2クォーターでは3点のリー



プロ選手の素晴らしいプレーに大興奮。

支部だより

まであと僅かのところで、1点差まで追いつき相手ボール。もう駄目かと思った矢先、相手がファール、ロボッツボールに！逆転勝利の絵が見えた瞬間、ビデオ判定のアナウンスが。期待と不安の混じった長い時間の後、ファール無効、相手ボールの判定がなされました。その後は、ロボッツの奮闘むなしく、サンロッカーズの勝利となりました。

負けはしましたが、選手の熱い情熱が伝わってくるような試合でした。

これからも、地域のチームとして、子供たちの憧れとして、頑張れ茨城ロボッツ！！



当日は、つくばみらい市PRデーで、小田川 浩 市長も駆け付け、茨城ロボッツを応援されておりました。



皆様、楽しんで観戦されました。



当日の最終スコアボード。この日は惜しくも負けてしまいましたが、翌日の同一カードでは、茨城ロボッツが見事勝利しました。

令和6年度 無料相談員打ち合わせ会

日 時：令和6年2月16日(金)
午後6時30分～午後7時30分
場 所：茨城県水戸生涯学習センター 大講座室
内 容：「無料相談員打ち合わせ会」

「令和6年度 無料相談員打ち合わせ会」が、茨城県水戸生涯学習センターにて開催されました。

打合せ会では、まず日程等の説明がされた後で、会場毎の簡単な傾向と注意点の説明がなされました。

この度も、無料相談員に多くの先生方のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

令和6年度も、水戸支部は無料相談会を通して、地域社会に貢献してまいります。



久保 朋央 水戸支部長



ご協力いただく先生方。無料相談会に向けて準備万端です。

※水戸支部では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、管轄の全ての市と町において、無料相談会を実施しております。
(通信員 宇野 雅彦)

県南支部



第4回 研修会

日 時：令和5年12月9日(土)
午後1時30分～午後4時
場 所：阿見町吉原交流センター
参加者：51名
内 容：「電子帳簿保存法改正の実務ポイント」
講 師：支部理事 池田有美

令和6年1月から既に施行されている、改正後の電子帳簿保存法についての研修会を開催しました。講師は支部理事でもある池田有美先生が務めました。関心の高いテーマという事もあり多くの方が受講しました。

今回の研修では、法改正の背景、電子帳簿保存法の概要、実務上どのように対応すべきかといったことをメインに話がありました。その後、関係法令の紹介、電子契約書や電子署名等に簡単に触れ、終了しました。

まず、電子帳簿保存法とは「国税関係帳簿書類や領収書・請求書などの書類を紙ではなくデジタルデータによる保存を可能とする法律」です。紙で発行された請求書や領収書等は従来通りの扱いで問題ありませんが、電子的に授受した取引情報

(=電子取引データ)はデジタルデータによる保存が義務付けられました。

電子取引データは「真実性の要件」(改ざんを防ぐ保存方法)と「可視性の要件」(データをすぐ探し、使えるよう、一定のルールに則ってデータを整理整頓しておく)を満たさなくてはなりません。研修では、この2つの要件を満たすために具体的にどのような対応をすればよいのか説明がありました。

昨今の働き方改革により、あらゆる面で電子化が進んでいます。デジタル庁の動きを見ても、今後益々電子化の流れは加速するものと思われます。契約書に関しても、近年は電子契約の需要が高まっており、取引先から電子契約での契約締結を求められることも増えるかもしれません。

電子帳簿保存法にさだめるデジタルデータによる保存は、全事業者(法人・個人事業主)が対象であり、事業規模は関係ありません。行政書士としては、自らが正しい知識を身につけ法改正に対応するのは当然として、顧客である事業主へ助言やアドバイスが出来ることが望ましいでしょう。



会場が満員になるほどの申込がありました



資料を解説する池田講師

利根町に常設無料相談会場を開設

内 容：

県南支部が運営する常設無料相談会場の9カ所目として利根町に開設し、2024年1月から相談会がスタートしました。

常設無料相談会場を増設したことにより、更に多くの地域住民の方々に寄与し、行政書士制度のPR、推進につながるものと思います。



利根町長（左から2番目）との会談時に撮影

第6回 理事会

日 時：令和6年3月9日(土)
午前10時～午前11時30分

場 所：阿見町吉原交流センター

参加者：20名

議 題：

【協議事項】

- ①総会開催について(今後のスケジュールについて)
総務部長より資料に基づき説明があった。総会開催日時は4月27日(土) 午後2時で確定した。
- ②令和5年度事業報告、令和6年度事業計画について
業務部長、各担当副部長より、資料に基づき説明があった。令和6年度事業計画について、会員交流事業に幅広く対応出来るよう一部修正することを確認した。
- ③令和5年度決算報告、令和6年度予算計画について
総務部長、会計担当理事より、資料に基づき説明があった。

【報告事項】

- ①担当副部長から令和5年度常設相談会の実施状況について報告があった。集計項目について、実態に沿って見直すことを次年度検討することとなった。常設無料相談会実施に係るガイドラインの精

査も検討することとなった。

- ②担当副部長から令和5年度支部ホームページの運営状況について報告があった。
- ③業務部長、担当副部長、担当理事より、利根町常設無料相談会の実施状況と今後の実施内容について報告があった。
- ④支部会員への通信方法について、郵送に限らずメールによる方法も含めて次年度検討することとなった。



議案を協議する理事一同

第7回 理事会

日 時：令和6年3月31日(日)
午後1時30分～午後2時30分

場 所：土浦市三中地区公民館

参加者：17名

議 題：

【審議事項】

1. 令和5年度事業報告、令和6年度事業計画について

業務部長から資料に基づき説明があった。担当理事より、次年度の研修旅行について実施時期や行先、日帰りか宿泊かなどの方向性を早めに決定出来ることが望ましいとの意見があった。

2. 令和5年度収支決算書、令和6年度収支予算書について

総務部長及び担当理事より、資料に基づき説明があった。収支決算書について、監事から監査報告が行われた。

無料相談会・業務研修などでの飲食提供を取りやめる方向で検討することとなる。

副支部長より、次年度より支部会員への通信手段を郵送からメールへの切り替えを検討するとの説明があった。

次年度の会計担当理事が変更となる旨の説明があった。

3. 総会開催について

総務部長より、総会開催について説明があった。

【協議事項】

1. 常設無料相談会ガイドラインの一部改訂について

業務部長より、資料に基づき説明があった。相談員は原則として複数会場兼任不可とし、理事会に諮ることで解任することが出来る旨の変更点を確認した。ガイドラインの変更時期については、4月1日から適用されることとし、支部ホームページへの掲載も行うこととした。

【報告事項】

1. 担当副部長から令和5年度常設相談会の実施状況について報告があった。

2. 担当副部長から常設無料相談会相談員名簿について報告があった。

(通信員 北野 早紀)



来年度事業に向け審議しました



1、県西支部令和5年度第3回理事会について

日 時：令和6年3月23日(土)
午前10時～正午

場 所：道の駅常総 会議室

参加人数：20名

議題 1：次年度支部総会について
・各担当報告及び議案書案の作成

・次年度計画について
・リモート会議の導入について

議題 2：報告事項
・既存屋外事業場届出について
・本会からの報告事項



増戸支部長を中心に様々な意見が交わされました



業務担当の報告を行う下条副支部長

去る3月23日、県西支部では令和5年度第3回理事会を開催しました。議題は次年度総会での検討内容を中心にして多岐に渡り、活発な議論が交わされました。

今年度の活動を振り返り、総務・業務・渉外・会計の各担当から報告と次年度に向けての計画発表がありました。次年度も、研修会や研修旅行などを検討しており、支部会員の業務の研鑽を支援するとともに支部会員同士の交流を図る予定です。行政書士が役立つことをアピールし、市町村との連携を深める県西支部市町村表敬訪問も、次年度も継続の予定です。

支部総会においても、支部会員の意見を反映しやすくするため議事運営を変更する提案があり、参加者増加につながる試みについても併せて議論がなされました。これまで対面を中心に行われてきた理事会等会議について、リモート会議システムの導入も検討され、準備が進められることになりました。これにより緊急に会議招集が必要になった場合や感染症発症などにより対面で参加が難しい場合にも、対応することが可能です。



支部総会の議事運営について提言する木村理事



永塚理事からは会員指導委員会について報告が

本会からの報告事項とともに、本年4月から施行された茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例に関して、既存屋外事業場届出についての説明もあり、対象施設が多い県西支部でも対応できるよう、増戸支部長より周知がありました。

県西支部では今後も支部の発展に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご支援のほどをよろしくお願いいたします。

2、県西支部行政書士広報活動の実施について

日 時：令和6年3月23日(土) 午後1時～午後3時

場 所：道の駅常総 外階段

参加人数：16名

事業内容：

理事会終了後、県西支部理事による行政書士広報活動が行われました。春休み最初の土曜日ということもあり、行政書士について親子で知ってもらうため、お子さんたちへ配布する風船やユキマサくんグッズを携えての活動となりました。鹿行支部の青山里美会員にお手伝いいただき、ユキマサくん着ぐるみの稼働もしました。当初は雨天のため中止と思われましたが、午後には雨も上がり、子どもたちはユキマサくんに抱きついたり一緒に写真撮影をしたりと、大変好評を博しました。会議室で行った無料相談会についても、相続について1名相談がありました。やはり相続登記義務化に伴い、相続について関心のある方が増え、行政書士の需要も高まっていると感じました。



今後も県西支部では、積極的に広報活動を行う予定です。地域の皆さんに行政書士の役割や業務を広く知ってもらうために、無料相談会をはじめ様々な取り組みがなされています。広報活動に関する良いアイデアやご意見があれば、どしどしご提案いただければ幸いです。支部会員の皆さんと協力しながら、より良い情報発信ができるように努めてまいります。
(通信員 鈴木 智絵)



広報活動参加者とユキマサくんで集合写真！



令和5年度 第4回理事会

日 時：令和6年2月10日(土) 午後1時～午後2時
場 所：ホテル テラス・ザ・スクエア日立
参加人数：10名

令和5年度第4回県北支部理事会がホテル テラス・ザ・スクエア日立で開催され、下記の事項について報告並びに協議が行われました。

議 題：

- (1) 各委員会からの報告
- (2) 一般倫理研修受講状況について
- (3) 無料相談会・東海村の対応について
- (4) 各理事からの報告
- (5) 支部定期総会日時について
- (6) 那珂市議会議員選挙について
- (7) 本会新春交流会について



理事会の様子



理事会の様子2



理事会の様子3

県北支部研修会

日 時：令和6年2月10日(土) 午後2時30分～午後4時
場 所：ホテル テラス・ザ・スクエア日立
参加人数：16名

同日に開催された理事会の後、令和6年4月1日から施行されます相続登記義務化に伴い、「司法書士法人 根本登記事務所」の司法書士 根本泰河先生をお迎えし、下記の内容の研修会が開催されました。

記

- ・相続登記義務化の内容について
- ・相続人申告登記
- ・相続土地国庫帰属制度
- ・住所変更登記に関する改正について



司法書士根本先生

・所有不動産記録証明制度について

以上の内容を根本先生作成によるレジュメに添って、とても解りやすく説明していただき、理解を深めることができました。また、参加者からの質問にも丁寧に答えていただき、とても有意義な研修会となりました。研修会后、別室にて懇親会を開催し、支部会員同士の交流を図りました。

(通信員 茂又 義徳)



研修会の様子



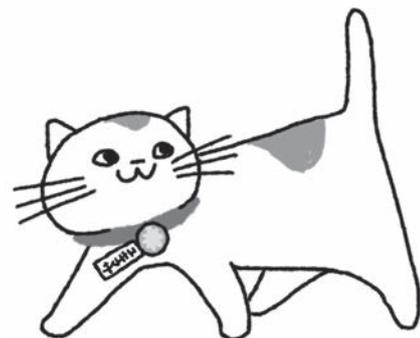
研修会の様子2



懇親会の様子



懇親会の様子2



支部だより



鹿行支部 令和5年度第3回支部研修会

- 日 時：**令和6年2月14日(水)
午後1時30分～午後3時30分
- 場 所：**鹿嶋市立中央公民館 2階 研修室202
- 出席者：**17名
- 内 容：**
- 第1部 「スマホでの納税証明書オンライン請求について」
講師 潮来税務署 小熊 修 氏
- 第2部 「人権研修」
講師 茨城県人権啓発推進センター
平山 義明 氏
- 第1部の講師に潮来税務署小熊氏、第2部には茨

城県人権啓発推進センター平山義明氏を講師にお招きし、令和5年度第3回支部研修会を開催しました。

第1部では、講師が研修用の利用者識別番号と暗証番号を用意され、実際に参加者自身がスマホを使いながら、納税証明書のオンライン請求を擬似体験してみました。分かりやすい資料も準備され、誰でも簡単に出来ました。いつでもどこでも請求することが出来、窓口での待ち時間も短縮出来るので、今後に活かしていきたい内容でした。

第2部では、人権問題全般についての講話を聴き、更にLGBTQについてのDVDを観、人権学習を深めることができました。



第1部「スマホでの納税証明書オンライン請求について」の研修会の様子



第2部「人権研修」の研修会の様子

鹿行支部 役員会

- 日 時：**令和6年2月14日(水)
午後3時30分～午後4時30分
- 場 所：**鹿嶋市立中央公民館
- 出席者：**5名
- 議 題：**
- (1) 審議事項
- ① 行方市民生委員・児童委員連絡協議会からの研修依頼について
 - ② 当面のスケジュール等について（本会新春交流会、支部第4回理事会・政連幹事会等）
- (2) 報告事項
- ① 会員動静
 - ② 政連関係



研修会の後、役員会を開催しました（鹿嶋市立中央公民館）

鹿行支部 役員会

日 時：令和6年3月1日(金)
午後2時45分～午後4時30分
場 所：サイゼリヤ鹿嶋宮中店(鹿嶋市宮中331-1)
出席者：4名
議 題：

(1) 審議事項

- ①当面の事業に関する日程調整について(行方市麻生地区民生委員の研修会、第4回支部理事会・政連幹事会、令和5年度会計監査会、

令和6年度第1回理事会・政連幹事会、令和6年度支部定時総会・定期大会等)

- ②令和6年度常設無料相談会開催について
- ③広報月間中の無料相談会及び常設無料相談会における相談員の確保について
- ④研修旅行について

(2) 報告事項

- ①令和5年度推薦候補者の選挙結果について
- ②会員動静

行方市麻生地区民生委員児童委員協議会3月定例会に支部会員が講師として出席

日 時：令和6年3月12日(火)
午前9時30分～午前11時
場 所：行方市麻生公民館 大ホール
内 容：

麻生地区民生委員児童委員協議会様からのご依頼で、麻生地区の民生委員児童委員(39名)を対象に「遺言セミナー」と「相続等につまわる改正点」について講話を行いました。

遺言セミナーについては小嶋支部理事、相続等につまわる改正点については大川支部長が講師を務めました。地域の一人暮らし高齢者や障がい者からの相談に応じたり助言をする民生委員さんにとっては、とても関心がある内容だったので、大変好評でした。質問も多数寄せられ時間制限がある中で、個別の相

談については、地元の行政書士への相談や毎月第2日曜日(来年度から8月と1月を除く)に鹿嶋市役所での、無料相談会を案内してまいりました。



皆さん、真剣に聴いていました

令和5年度 第4回理事会(政連幹事会)

日 時：令和6年3月18日(月)
午後3時～午後4時30分
場 所：天王崎観光交流センターコテラス
(行方市麻生421-3)
出席者：12名
議 題：

(1) 審議事項

- 第1号議案 令和6年度支部定期総会並びに定期大会に向けてのスケジュールについて(令和5年度会計監査会、令和6年度第1回理事会・政連幹事会、支部定期総会・定期大会等)
- 第2号議案 常設無料相談会について
- 第3号議案 令和6年度本会の総会代議員等の推薦について

(2) 報告事項

- ①令和5年度常設無料相談会実績
- ②令和5年度の推薦候補者の選挙結果について
- ③会員動静
- ④各市政報告

(通信員 青山 里美)



今年度最後の理事会

令和6年度支部相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。
令和6年4月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	問い合わせ先
あ	阿見町	実穀ふれあいセンター 2階 会議室 (要予約)	原則毎月第3または第4日曜日 (4/21・5/19・6/16・ 7/21・8/18・9/22・10/20・ 11/17・12/15・1/19・2/16・ 3/16)	午後1時30分～ 午後4時30分	予約先：担当 池田 090-7216-6219 (平日午前9時～正午に電 話受付)
	石岡市	国府地区公民館 小3会議室 (要予約)	原則毎月第3土曜日 (4/20・5/18・6/15・7/20・ 8/17・9/21・10/19・11/16・ 12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時～午後4時	予約先：担当 若山 0299-43-0536
	稲敷市	稲敷市役所 1階 相談室 (要予約)	原則毎月第2・4日曜日 (4/14・4/28・5/12・ 5/26・6/9・6/23・7/14・ 7/28・8/11・8/25・9/8・ 9/22・10/13・10/27・ 11/10/11/24・12/8・ 12/22・1/12・1/26・2/9・ 2/23・3/9・3/23)	午前10時～正午	稲敷市役所 総務課 029-892-2000 (相談日当日午前8時30分 ～午前11時に電話受付)
い	茨城町	茨城町役場 2階 第一会議室	原則毎月第2水曜日 (4/10・5/8・6/12・ 7/10・8/14・9/11・10/9・ 11/13・12/11・1/8・ 2/12・3/12)	午後1時～午後4時	茨城町役場 秘書広聴課 029-292-1111
	牛久市	牛久市役所 分庁舎 1階 会議室 (要予約)	原則毎月第4土曜日 (5/25・6/22・7/27・ 8/24・9/28・10/26・ 12/28・1/25・3/22)	午後1時～午後4時 (30分以内)	予約先：担当 小野寺 080-7855-2121 (相談日当日午前9時～ 午後5時に電話受付)
	大洗町	大洗町役場 3階 会議室	原則毎月第3火曜日 (4/16・5/21・6/18・7/16・ 8/20・9/17・10/15・11/19・ 12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
う	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 1階ロビー	原則毎月第3火曜日 (4/16・5/21・6/18・7/16・ 8/20・9/17・10/15・11/19・ 12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
	鹿嶋市	鹿嶋市役所 1階 相談室 1	原則毎月第2日曜日 (4/14・5/12・6/9・7/14・ 9/8・10/13・11/10・ 12/8・2/9・3/9)	午後1時30分～ 午後4時	担当 大川 0299-77-5412
お	笠間市	笠間市役所 (旧友部町役場) 庁舎内会議室	原則毎月第3水曜日 (4/17・5/15・6/19・ 7/17・8/21・9/18・10/16・ 11/20・12/18・1/15・ 2/19・3/19)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
	河内町	河内町農村環境改善センター 1階 農事研究室 (要予約)	原則毎月第3土曜日 (4/20・5/18・6/15・7/20・ 8/17・9/21・10/19・11/16・ 12/21・1/18・2/15・3/15)	午前10時～正午	予約先：担当 飯塚 090-8582-5821 (実施日3日前の17:00 まで予約可)
	北茨城市	北茨城市役所 4階 401会議室(要予約)	原則毎月1回 (4/9・5/8・6/7・7/3・8/6・ 9/2・10/1・11/6・12/2・ 1/7・2/7・3/3)	午後1時～午後5時	予約先：北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111
き	古河市	コスモスプラザ (三和地域交流センター) 会議室 1	4/27・10/26	午前10時～ 午後1時	三和地域交流センター 0280-76-1517
		スペースU古河 会議室 1	4/20・10/12		スペースU古河 0280-22-5520
		中央公民館 会議室 1	5/18・11/16		中央公民館 0280-92-4501
	五霞町	中央公民館 A研修会議室	6/15・2/15	午前10時～ 午後1時	五霞町教育委員会 0280-84-1111

支部
だより

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	問い合わせ先
さ	境町	中央公民館 2階 小会議室	原則毎月最終日曜日 (4/28・5/26・6/30・7/28・ 8/25・9/29・10/27・11/24・ 12/22・1/26・2/23・3/30)	午後1時～午後4時	担当 肥後 0280-86-7016
	桜川市	運動公園ラスカ SAKURAフェスティバル 会場内	4/13 ※荒天時中止	午前9時～午後3時	担当 桜川市行政書士 連絡会事務局 0296-76-5162
		岩瀬庁舎 1階 フロア	8/26・12/17・2/17	午後1時～午後3時	
	真壁庁舎 3190会議室	6/17・10/21			
し	下妻市	下妻市立図書館 集会室	7/5・10/25	午後1時～午後3時	担当：木村 0296-45-4045
	常総市	水海道庁舎 1階 市民ホール	4/9・5/16・6/11・7/10・ 8/9・9/10・10/8・11/12・ 12/10・1/14	午後1時～午後4時	担当：飯塚 0297-42-5880
		石下庁舎 会議室	10/11		
		地域交流センター (豊田城)	2/11・3/11		
城里町	城里町役場 2階 会議室	原則毎月第2火曜日 (4/9・5/14・6/11・7/9・ 8/13・9/10・10/8・11/12・ 12/10・1/14・2/12・3/11)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111	
た	大子町	大子町役場 1階 生活環境課 (要予約・市民に限る)	原則第1火曜日	午後1時～午後4時 (45分以内)	予約先：大子町役場 生活環境課 0295-76-8802
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	原則偶数月第3土曜日 (4/20・6/15・8/17・ 10/19・12/21・2/15)	午前10時～ 午後3時	担当 渡邊 0296-24-6795
つ	つくば市	つくば市役所 3階 302会議室 (要予約)	原則毎月第2または第3木曜日 (4/11・5/16・6/20・7/25・ 8/15・9/26・10/17・11/14・ 12/12・1/16・2/13・3/13)	午後1時～午後4時	予約先：担当 野村 090-3291-1215 (平日午前9時～10時に 電話受付)
	土浦市	土浦市役所 3階 相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3木曜日 (4/18・5/16・6/20・7/18・ 8/15・9/19・10/17・11/21・ 12/19・1/16・2/20・3/27)	午後1時30分～ 午後4時30分 (30分以内)	予約先：土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	総合福祉センター 絆 ボランティア室① (要予約・村民に限る)	原則毎月第2金曜日 (4/12・5/10・6/14・7/12・ 8/9・9/13・10/11・11/8・ 12/13・1/10・2/14・3/14)	午後1時～午後3時 (30分以内)	予約先：東海村社会福祉 協議会 029-283-0205
	利根町	利根町文化センター (要予約)	原則毎月第3日曜日 ※ただし、令和6年4月は4/7以 降も会場の状況等により変更の 場合があるため要確認。利根町 広報誌「広報とね」に掲載。	午後1時30分～ 午後4時30分 (30分以内)	予約先：担当 野村 090-1603-7374 (平日午前10時～午後2 時電話受付)
な	那珂市	那珂市役所 1階 相談室 (要予約・市民に限る)	原則第3水曜日	午後1時30分～ 午後4時 (30分以内)	予約先：那珂市役所 市民相談室 029-298-1111
は	坂東市	猿島公民館 会議室2・3(市民に限る)	4/28・10/27	午後1時～午後4時	担当 原 0297-35-0481
		岩井公民館 会議室 (市民に限る)	7/28・1/26		

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	問い合わせ先
ひ	日立市	日立市役所 2階 市民相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第2・4水曜日 (4/10・4/24・5/8・5/22・ 6/12・6/26・7/10・7/24・ 8/14・8/28・9/11・9/25・ 10/9・10/23・11/13・ 11/27・12/11・12/25・ 1/8・1/22・2/12・2/26・ 3/12・3/26)	午後1時～午後4時 (30分以内)	予約先：日立市役所 市民相談室 0294-22-3111
	常陸太田市	常陸太田市役所 本庁舎 2階 201会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3月曜日 (4/15・5/20・6/17・7/16・ 8/19・9/17・10/21・11/18・ 12/16・1/20・2/17・3/17)	午後1時30分～ 午後5時 (30分以内)	予約先：担当 大和田 0294-23-1766
ひ	ひたちなか市	ひたちなか市役所 本庁舎 1階 ロビー	原則毎月第1・3・5木曜日 (4/4・4/18・5/2・5/16・ 5/30・6/6・6/20・7/4・ 7/18・8/1・8/15・8/29・ 9/5・9/19・10/3・10/17・ 10/31・11/7・11/21・12/5・ 12/19・1/16・1/30・2/6・ 2/20・3/6・3/21)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか市役所 那珂湊支所 2階 会議室	原則毎月第2・4木曜日 (4/11・4/25・5/9・5/23・ 6/13・6/27・7/11・7/25・ 8/8・8/22・9/12・9/26・ 10/10・10/24・11/14・ 11/28・12/12・12/26・1/9・ 1/23・2/13・2/27・3/13・ 3/27)		
み	水戸市	水戸市役所 1階 市民相談室併設相談室	原則毎週木曜日 (4/4・4/11・4/18・4/25・ 5/2・5/9・5/16・5/23・ 5/30・6/6・6/13・6/20・ 6/27・7/4・7/11・7/18・ 7/25・8/1・8/8・8/15・ 8/22・8/29・9/5・9/12・ 9/19・9/26・10/3・10/10・ 10/17・10/24・10/31・ 11/7・11/14・11/21・ 11/28・12/5・12/12・ 12/19・12/26・1/9・1/16・ 1/23・1/30・2/6・2/13・ 2/20・2/27・3/6・3/13・ 3/21・3/27)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
			原則毎月第2金曜日 (4/12・5/10・6/7・7/12・ 8/9・9/13・10/11・11/8・ 12/13・1/10・2/7・3/7)		
		茨城県立図書館 3階 会議室3	原則毎月第3土曜日 (4/20・5/18・6/15・ 7/20・8/17・9/21・10/19・ 11/16・12/21・1/11・ 2/15・3/15)	午後1時～午後4時	
も	守谷市	守谷市立公民館もりりん 中央 (旧名称 守谷中央 公民館)	原則毎月第2または第3土曜日 (4/13・5/11・6/8・7/13・ 8/10・9/14・10/12・11/9・ 12/21・1/18・2/8・3/8)	午後1時～午後4時 10/12 (午前10時 ～午後4時)	担当 中山 0297-48-5349
や	八千代町	中央公民館 会議室A	7/6・3/8	午前10時～ 午後1時	八千代町役場 総務課 0296-48-1111
ゆ	結城市	結城市立公民館	7/20・10/5	午前10時～ 午後3時	担当 増戸 0296-25-1907

令和5年度 第5回幹事会開催

日時 令和6年3月22日(金) 13時30分
場所 茨城県開発公社ビル 4階 大会議室
出席者 会長、副会長、幹事長、常任幹事、幹事
(出席者25名、欠席者7名)
[オブザーバー] (出席者5名)

議題

(1) 報告事項

- ア 潮来市議会議員選挙の結果について
※選挙結果の内容については4月号でお知らせしたとおりです。
- イ 神栖市議会議員選挙の結果について
※選挙結果の内容については4月号でお知らせしたとおりです。
- ウ 那珂市議会議員選挙の結果について
※選挙結果の内容については4月号でお知らせしたとおりです。

エ 阿見町議会議員選挙の推薦について

告示日：令和6年3月19日・投開票日：令和6年3月24日

○吉田 憲市 (よしだ けんいち) 無 現7期 本連盟会員

○武井 浩 (たけい ひろし) 無 新 本連盟会員

阿見町議会議員選挙 茨政連推薦候補者

選挙結果報告



ご当選 誠におめでとうございます

阿見町議会議員選挙結果報告

本連盟推薦候補者の結果について報告いたします。ご当選を心よりお祝い申し上げますとともに、ご活躍をお祈りいたします。

告示日：令和6年3月19日 投票日：令和6年3月24日

○吉田 憲市 (よしだ けんいち) 無 現当8 本連盟会員



推薦状交付 令和6年3月13日



出陣式 令和6年3月19日

○武井 浩 (たけい ひろし) 無 新当1 本連盟会員



会員の皆様のご支援を今後も賜りますようお願い申し上げます。

※推薦にあたり、候補者から本連盟へ行政書士制度推進のための努力等の政策協定書をいただいております。

政治連盟からのお願い



★ あなたのための政治連盟です！ご加入をお願いします！



政治連盟ってにゃーに？

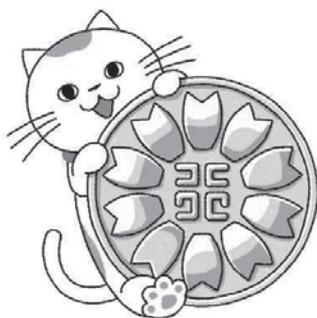
個々の行政書士が十分活動するには、**法改正**や行政書士の**職域の確保・拡大**と**社会的地位の向上**が必要となります。そのために、行政書士を支える組織です。

何をしているのかにゃ？

山積された法案の中から、行政書士法改正案を優先的に取り上げていただくための活動をしています。**特定行政書士、一人法人化**、また、**申請取次行政書士**などが活動の成果です。**特定・申請取次行政書士**などは制度を活用されている方も多いのではないのでしょうか。



僕にもにゃにかできるかな？



是非ご加入ください！政治連盟の活動は、「**総ての行政書士のために**」であり、その成果の恩恵は「**総ての行政書士が平等に受ける**」ことにあります。つまり、**あなたのための**政治連盟です。どうかよろしくをお願いします。
年会費 4,800 円（月換算 400 円）をご負担いただいております。

★ すでにご入会の皆様へ。

いつもご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。会費納入に関して振込のお忘れが多く、再通知に関しての事務負担増加や多額の郵送代が発生しております。便利なゆうちょ口座自動振替も対応しておりますので、是非ご変更ください。よろしくをお願いします。

自動振替に
チェンジ！



ご入会・お問合せはこちらまで。
茨城県行政書士政治連盟 029-305-3731
お待ちしております！

★補足

行政書士制度は、権利の拡大にのみ向かって、進んできたわけではありません。数多くの圧力や脅威に晒されてきました。その度、政治連盟は政治家に働きかけ、行政の応援を得て、社会正義実現のため、制度に不利益な法改正等が行われないよう運動を展開することで、私たちの職域や生活を守ってきたのです。そのために、いただいた会費は、特定の政党を応援するとかではなく、私たちの制度にご理解をいただける首長や議員を支援する活動費として利用させていただきます。行政書士制度と行政書士の限りない未来のために、ご理解ご協力の程、よろしくお願いたします。

会員交流の広場

会員の皆様の中には、行政書士としての仕事とは別に趣味やスポーツ、文化、芸術など様々な分野で活躍されている方がいるほか、趣味の交流を広げたい方や同好の士を募っている方がいます。

そこで『行政いばらき』の紙面に、会員の方々が交流できる場として「会員交流の広場」を試験的に設けてみました。会員交流の広場は、会員同士が情報交換・交流できる切っ掛けを創ることを目的としております。広報・監察部として具体的な活動内容や運営方法などには一切かかりませんし、会員間で生じたトラブルの責任も負いません。

1. 会員交流の広場に掲載できる主な情報

- ①同好会員の募集／趣味やスポーツ、文化、芸術等の活動を行っている団体（地域団体等を含む）やサークル、個人が同好会員を募集する場合。
- ②同好サークルの設立／これから団体・サークル等を作って活動したい個人が会員を募集する場合。
- ③同好者の情報交換／現在行っている趣味やスポーツ等の活動を表明し、同じ活動を行っている方、または行いたい方の情報を収集する場合。
- ④一時的な情報交換・交流／不定期な活動で参加者を募集する場合（例：ゴルフコンペ、サイクリング、将棋大会、釣り大会、旅行、ダンス、飲み会等）

2. 掲載申込にあたってのお願い

- ①掲載できる内容は下記になります。
 - 活動内容（予定含む）、目的、活動歴、特長、連絡先（団体名・個人名・電話番号・メールアドレス等）、住所、主な活動場所など。
 - ※活動内容と連絡先は必須です。
- ②掲載申込後、広報監察部会または事務局から電話を入れますので、確認が取れなかった場合は掲載出来ません。
- ③申込締切日は、「行政いばらき」の後ろのページに記載している、
重要なお知らせ ▶ 事務局より ▶ 会報「行政いばらき」の原稿メ切案内の原稿の締切日になります。
- ④紙面スペースの関係で掲載する発行号及び掲載スペースは広報・監察部会にお任せいただきます。

3. 掲載申込先

掲載原稿はメール（info@ibaraki-gyosei.or.jp）へご送信ください。



日本行政書士会連合会 公式キャラクター エキゾチック

第8回 人★インタビュー Season2

県西支部 常総市 行政書士戸塚操事務所

～戸塚 操先生インタビュー～

常総市水海道地区で長年行政書士を営まれている戸塚操先生。理事を退かれてもなお、無料相談会や後進の指導へ熱心に取り組まれるパワフルな先生です。

(聞き手 通信員 鈴木 智絵)



事務所前に立つ戸塚操先生

1、ご自身の経歴について

【通信員】 開業されたきっかけは何でしょうか？いつごろ開業されたのですか？

【戸塚先生】 サラリーマンでしたが会社倒産によりアルバイトをしておりました。そんな折り司法書士事務所から手伝いの話があり、登記関係の仕事なら簡単にできると勘違いして飛び込みました。

しかし与えられた仕事は、法務局（当時は、登記所と呼んでました）で毎日登記簿の閲覧でした。すぐに補助者として登録し、今も相続業務では戸籍の集め方・見方等が役立っております。8年間お世話になった事務所を退職しましたが、その間に宅地建物取引主任者（現、宅地建物取引士）合格。その後に会計事務所で5年間お世話になり、決算精算表の作成までできるようになり、日商簿記2級にも合格して退職しました。

そして行政書士戸塚操事務所を開業したのが昭和57年11月17日です。

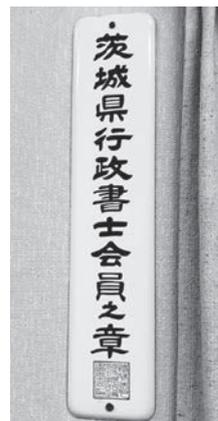
【通信員】 開業当時はどのような業務が中心でしたか？現在の業務内容と比べるとどうでしょうか？

【戸塚先生】 開業当時の業務は、農地法3条・5条・建設業（決算変更・新規、更新）申請・宅地建物取引業申請（新規・更新）が主です。当時、許認可は3年間で更新申請でしたが、手書きか和文タイプライターの時代で、申請書も返信用封筒を同封し役所から申請書を郵送してもらっていました。現在は、取扱業務が増加して、この他に産廃関係・運送業・古物商等・株式会社（合同会社含む）設立・相続等が主になります。

開業後の3年間は非常に厳しかった。子供がまだ小さかったこともあり、止めればと妻から何回も言われたのが厳しく辛かったです。

【通信員】 どのように頑張られて、事務所が軌道に乗りましたか？

【戸塚先生】 開業して3年間赤字でしたが税理士・司法書士事務所・建築事務所の紹介が多く、開業後4年でやっと黒字になりました。このあたりから経営も軌道にのりました。



開業当時の会員章プレート

【通信員】 業務をされていて大変なことはありませんか？ 反対に、嬉しいと思う事はなんですか？

【戸塚先生】 約30年前には建設業の業務でミスをした事もありました。その節は、鈴木昌美先生(旧：波崎町)に相談にお伺いして大変お世話になりました。有難うございました。この場を借りて再度御礼申し上げます。

55歳の時、空手の審査会で相手は65歳の5段有段者、簡単に勝てると思ひ込み試合に望みましたが、自分の繰り出した蹴りをかわされ逆に下段回し蹴りを受けてしまい、これが左足筋肉断裂の負傷となってしまいました。3ヶ月入院と勧められましたが、諸々の条件でどうにか通院を選択し、完治まで6ヶ月間も松葉杖のお世話になりました。その時に、相手を見下してはいけない、外見では判断するなど自分に誓いました。

当時は、産業廃棄物収集運搬業許可は、県庁の許可の他に政令指定都市市長の許可証が必要でしたので事務所を法人に組織編成しました。ところで順風満帆にはいかないのがこの世の現実、盛土条例申請の農地埋立事業を手がけたところ施工者が法違反で逮捕され私も警察に呼び出され3回位事情聴取を受け、各書類も調べられました。結果は、私には何ら問題ありませんでしたが、産業廃棄物収集運搬業許可も政令指定都市の許可は不要になりメリットが無くなりましたので法人から個人事務所に変更しました。

令和4年には常総市役所で無料相談会業務中に、国税庁の訪問を受けました。これには大変驚き翌日に改めてもらいましたが、大手企業の孫請けについてのことでしたので、こちらも調査に協力せざるをえませんでした。その後所轄税務署から調査の連絡はなく、安心しました。いわゆる、下から固めて上層部の調査に漕ぎ着けたものと思われる。

それほど大変な事ではありませんが、締切日のある農地法第5条申請は締切日2、3日前に依頼される事が大きな負担になります。間に合わない場合は来月でいいよと言ってくれますが、そこは大事なお客様ですから来月には伸ばさず締切日に間に合わせます。更に締切日が業務上重なる場合(建設業更新・経営審査・農転等)は、何の仕事

をしてるんだらうと考える時があります。

嬉しい事は、やはり許認可証が交付になった事です。苦勞して書類作成して、お客様から御礼の言葉が一番嬉しく、励みになります。

【通信員】 長年の業務を支えてくれたものはなんですか？

【戸塚先生】 長年の業務を支えてきたのは、先述の税理士・司法書士事務所・建築事務所の先生方のお力です。更にお客様からの紹介が一番です。

趣味は、先ほども述べた空手ですが、引退後は試合には参加しておりません。

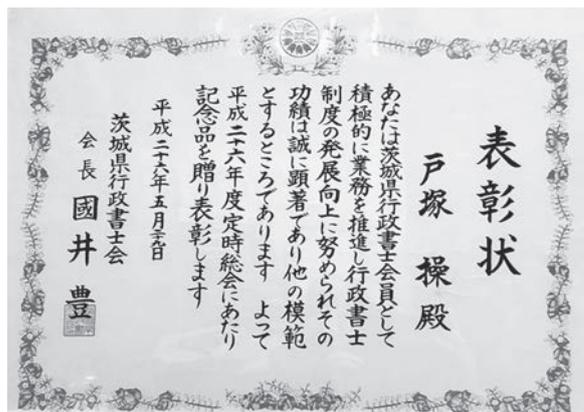
仲間と言えば飲み友達が多いですが、若い頃はすぐに飲みに出かける事が多かった。最近、友達も一人欠け二人欠け、寂しくなりますが、酒の席のつまみにのぼるのが若い時の飲み屋における武勇伝ですね。

今までは、仕事一途にきましたが最近10年間は、伊勢・北海道・金沢に旅行し昨年は、松島、宮古に車で旅行しましたが、帰路は浄土ヶ浜から自宅間(約600km：7時間)を1人で運転できた事を体力は残っていると安心しました。

【通信員】 生涯現役の行政書士として、ご自身のこれからの抱負を教えてください。

【戸塚先生】 生涯現役の行政書士としては、即活動できるように毎日、柔軟体操・スクワット・腹筋・背筋・ダンベル・突き蹴り・丹田の複式呼吸・気功等を約20年間続け日頃の努力で自分を鍛えております。

日頃めったに褒めない女房ですがこれだけは感



心しております。

私の好きな言葉「悠々心」です。時流に乗ることを求めず、名を求めず、悠々心でひたすら道をゆく。この大きさが教えです。

先月、法人化の相談がありましたので医療法人の講習会を受講しました。医療法人も建設業同様決算終了後には、決算変更申請が必要になりますし、医療法人にも時代の変化の波が押し寄せ、行政書士の活躍が見込まれます。茨城県内の医療機関数約1,000カ所ありますので、この内1件でも開拓しようと計画しております。

2、県西支部について

【通信員】 県西支部でも理事などを長くお勤めだったと伺っております。支部ではどのようなお仕事をされていたのですか？

昔の県西支部の様子を伺ってもよろしいですか。

【戸塚先生】 県西支部の仕事で印象に残るのは、土木事務所で非行政書士作成、つまり行政書士法に違反した書類の閲覧で、作成者の名前と件数をチェックしていました。

また当時は、支部総会も下館（現・筑西）と古

河で交互に行われており、支部の旅行には大型バスで行きました。余興を担当したこともありましたが…。

入札情報や指名願いの業務について、安田前支部長が編纂されていた「県西の風」はとても役立ち、長年に渡り大変なご尽力でした。有難うございました。当時の先生方でお世話になりましたのは、新井先生・水柿先生・蓮沼先生・飯塚先生・山本先生・吉原先生等々です。紙面の関係上省略させていただきますが、亡くなりました先生方もいらっしゃいます。

【通信員】 支部から本会の理事になられた際は、どのような違いやご苦労がありましたか？

【戸塚先生】 本会理事については今ほど明確に担当が分かれておらず、当時の総会では会長選挙ともなると、ヒートアップして会場が熱気に包まれ、支部ごとに一致団結した事を思い出します。やはり県西・県南地域からも会長が出てほしいという意識があったのか、県南支部と協力して選挙戦に臨んだこともありました。



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター茨城県支部からのお知らせ (コスモスいばらき)

終活資料（エンディングノート）作成会議の開催

- 1 期 日 令和6年3月23日(土) 14:00～
- 2 場 所 特定非営利法人 消費者サポートいばらき事務所（水戸市）
- 3 出席者 5名
- 4 概 要 「コスモスいばらき」と「消費者サポートいばらき」が合同で出版を予定している終活資料（エンディングノート）の最終確認を行いました。



作成会議の様子

入会前研修のお知らせ（コスモス会員の募集）

- 1 趣 旨 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（茨城県支部）主催にて、当法人の入会前研修を行います。
- 2 期 日 令和6年7月28日、8月4・18・25日、9月1日（いずれも日曜日）
- 3 内 容 ZOOMによりコスモス作成のDVD録画をオンライン配信して行います。
- 4 その他 詳細は「行政いばらき6月号」同封のチラシをご覧ください。

公益社団法人
コスモス成年後見サポートセンター
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10F
<https://cosmos-sc.or.jp>

新入会員の紹介

Question!

- ① 行政書士になった動機はなんですか？
- ② 開業したらどんな業務を中心にやっていきますか？
- ③ 趣味・特技はなんですか？

水戸支部



こむろ しおり
小室 詩織

※ Answer! ※

- ① 人生のスキルアップの為。
- ② 幅広く挑戦したい。
- ③ 長く寝る事。

県南支部



わかすぎ ひでゆき
若杉 英幸

※ Answer! ※

- ① 総務法務21年の経験を活かし、永く働ける仕事。
- ② 相続・建設・契約・中小企業の経営サポート
- ③ ゴルフ、料理、旅行、マラソン、食べ飲み歩き

水戸支部



にへい たかし
二瓶 崇

※ Answer! ※

- ① 問題解決のサポートで社会に貢献できるため。
- ② 農振法・農地法・相続関係業務
- ③ 園芸、ゲーム



新入会員

会員番号 入会年月日	登録番号 登録年月日	氏名	事務所所在地・電話番号	事務所名	備考
3567 R6.2.15	24110287 R6.2.15	こむろ しおり 小室 詩織	〒310-0836 水戸市元吉田町84番地1 電 029-306-6555	ゼニックスエンタープライズ 行政書士事務所	
3568 R6.3.1	24110367 R6.3.1	わかすぎ ひでゆき 若杉 英幸	〒300-1233 牛久市栄町1丁目56番地36 電 029-846-7050	行政書士 若杉事務所	
3569 R6.3.15	24110476 R6.3.15	にへい たかし 二瓶 崇	〒311-4333 東茨城郡城里町高根441番地2 電 050-5327-1051	高根台行政書士事務所	

退会された会員

お疲れさまでした。

抹消届受理年月日	会員名	事務所所在地
令和6年1月17日	亀山 忍	水戸市酒門町2692番地の2
令和6年2月1日	蓮沼 榮子	筑西市細田668番地26
令和6年2月9日	菊間 良夫	神栖市太田339番地14
令和6年2月13日	田中 克昌	水戸市三の丸3丁目1番21号
令和6年2月14日	大内 篤一	ひたちなか市武田953番地8
令和6年2月20日	齊藤 光司	笠間市東平四丁目5番6号
令和6年3月15日	根本 和志	土浦市右舂20番地7
令和6年3月25日	久米 周明	那珂郡東海村須和間679番地119 (南台住宅61-12)
令和6年3月27日	来栖 昭雄	石岡市柿岡2012番地
令和6年3月29日	上野 皓士	常総市水海道天満町1600番地1
令和6年3月29日	宇梶 孝	水戸市新原2丁目7番55号

ご逝去された会員

謹んでご冥福をお祈り致します。

ご逝去日	会員名	事務所所在地
令和6年1月17日	青柳 茂	石岡市東田中1188番地77



変更届 単位会変更含む

受理年月日	会員名		事務所所在地	電話番号	事務所名
R6.2.13	風間 英幸	旧	〒310-0803 水戸市城南2-8-38-105		
		新	3/1~東京会へ		
R6.3.21	安 圭一	旧			行政書士安事務所
		新			行政書士法人ハ一モ二-水戸事務所
R6.3.21	平根 巨博	旧			行政書士安事務所
		新			行政書士法人ハ一モ二-水戸事務所
R6.3.21	小野寺裕一	旧			行政書士安事務所
		新			行政書士法人ハ一モ二-水戸事務所
R6.2.26	川口 淳	旧	〒300-0341 稲敷郡阿見町小野二丁目23番地43 鶯野ハ1102号室		
		新	4/1~大阪会へ		
R6.3.25	稲葉英一郎	旧		050-5800-8874	
		新		080-5651-5034	
R6.3.27	増渕 藤男	旧		0296-24-1840	
		新		0296-49-9131	

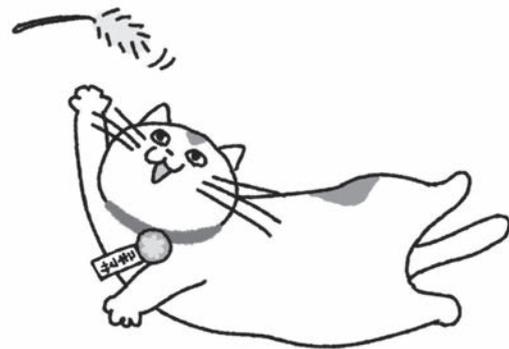
法人会員

変更年月日	内容	法人名	主たる事務所所在地	社員
令和6年3月7日	法人の設立	行政書士法人ハ一モ二一	水戸市城南2-8-38-105	安 圭一 平根 巨博 小野寺裕一

現在会員数

令和6年3月31日

	個人会員	法人会員
水戸支部	296	21
県南支部	420	
県西支部	277	
県北支部	104	
鹿行支部	97	
合計	1,194	21



本会の動き (主なもの)

マンスリーレポート

令和6年2月～令和6年4月

※太字：本会主催 細字本会として参加

令和6年2月7日 (水)	○建設業許可よろず相談会 (土浦土木事務所) ※毎週水曜日 ○保健風営部第3回業務研修会 (開発公社会議室) ○結城市立結城南中学校での出前講座
令和6年2月8日 (木)	○国土農地・建設部茨城県土木部監理課との意見交換会 (茨城県庁) ○栃木県行政書士会賀詞交歓会 (ホテル東日本宇都宮) ○運輸交通部第2回実務研修会 (開発公社会議室) ○第4回産業廃棄物処理業許可審査業務担当者特別研修会 (開発公社会議室)
令和6年2月9日 (金)	○日行連八千代町との農業支援に関する共同事業の打合せ(オンライン) ○資源再生物屋外保管適正化条例に関する業者説明会 (茨城県市町村会館) ○茨城県八士会反省会 (中川楼)
令和6年2月10日 (土)	○一般倫理研修会 (県南生涯学習センター)
令和6年2月11日 (日)	○一般倫理研修会 (県北生涯学習センター)
令和6年2月13日 (火)	○国土農地・建設部鉾田市農業委員会窓口立会調査
令和6年2月15日 (木)	○封印管理委員会第3回委員会 (本会事務局) ○第5回産業廃棄物処理業許可審査業務担当者特別研修会 (開発公社会議室) ○職務上請求書払出日 (本会事務局) ○運輸交通部第2回部会 (本会事務局) ○運輸交通部茨城運輸支局登録担当との意見交換会 (茨城運輸支局)
令和6年2月16日 (金)	○関地協及び東京都行政書士会共催 入管業務研修会 (Zoom) ○総務部第10回部会 (本会事務局)
令和6年2月18日 (日)	○一般倫理研修会 (ヤクルトはなももプラザ)
令和6年2月19日 (月)	○建設業許可よろず相談会 (筑西土木事務所) ※毎週月曜日
令和6年2月20日 (火)	○広報・監察部第19回部会 (本会事務局) ○東京出入国在留管理局と日行連関地協との連絡会議 (東京出入国在留管理局品川庁舎)
令和6年2月21日 (水)	○第4回関地協会会長会 (Zoom) ○日行連特定行政書士制度推進担当者会議 (Zoom) ○日行連新会員管理システムの単位会向け説明会 (Zoom)
令和6年2月22日 (木)	○令和6年本会新春交流会 (水戸京成ホテル)
令和6年2月24日 (土)	○一般倫理研修会 (鹿嶋勤労文化会館)
令和6年2月26日 (月)	○2月度登録証交付式 (開発公社会議室)
令和6年2月27日 (火)	○日行連オンラインセミナー「今後の入管に関わる行政書士のあり方について」(中央研修所研修サイトVOD講座) ○日行連全国監察担当者会議 (虎ノ門タワーズオフィス)
令和6年2月28日 (水)	○封印管理委員会封印受領証払出日 (本会事務局) ○広報・監察部第20回部会 (本会事務局)
令和6年2月29日 (木)	○第6回産業廃棄物処理業許可審査業務担当者特別研修会 (開発公社会議室)
令和6年3月1日 (金)	○市民法務部市民相談センターポスター配布 (茨城県内市町村役場他) ~3日
令和6年3月4日 (月)	○第5回正副会長部長会 (開発公社会議室)

本会の動き (主なもの)

マンスリーレポート

令和6年2月～令和6年4月

令和6年3月5日 (火)	○国土農地・建設部及び環境部北関東三県行政書士会（建設業・産廃関係）意見交換会（栃木県行政書士会館）
令和6年3月7日 (木)	○会員指導委員会第12回委員会（本会事務局） ○一般倫理研修会（開発公社会議室） ○第7回産業廃棄物処理業許可審査業務担当者特別研修会（開発公社会議室） ○日行連「なりわい補助金オンラインセミナー」（Zoom） ○神奈川県行政書士会主催運輸交通部門情報交換会（神奈川県行政書士会大会議室） ○職務上請求書払出日（本会事務局）
令和6年3月8日 (金)	○第7回正副会長会議（本会事務局） ○国土農地・建設部第3回業務研修会（開発公社会議室） ○茨城県外国人材支援センター技能実習・特定技能制度の在り方に関する有識者会議オンラインセミナー（Zoom） ○国土農地・建設部第4回部会（本会事務局）
令和6年3月9日 (土)	○市民法務部登録希望者説明会（開発公社会議室）
令和6年3月12日 (火)	○総務部第11回部会（本会事務局） ○環境部第4回部会（本会事務局）
令和6年3月14日 (木)	○第8回産業廃棄物処理業許可審査業務担当者特別研修会（開発公社会議室）
令和6年3月15日 (金)	○市民法務部市民相談センター相談員研修会（開発公社会議室） ○日行連茨城県八千代町との打合せ（オンライン） ○国際部第2回業務研修会（開発公社会議室）
令和6年3月21日 (木)	○第9回産業廃棄物処理業許可審査業務担当者特別研修会（開発公社会議室） ○職務上請求書払出日（本会事務局）
令和6年3月22日 (金)	○国土農地・建設部水戸市農業委員会窓口立会調査 ○第5回幹事会及び理事会（開発公社会議室）
令和6年3月25日 (月)	○環境部第3回業務研修会（開発公社会議室）
令和6年3月26日 (火)	○広報・監察部第21回部会（本会事務局）
令和6年3月27日 (水)	○申請取次行政書士管理委員会第6回届出済証明書新規交付研修会（開発公社会議室） ○申請取次行政書士管理委員会第2回申請取次行政書士研修会（開発公社会議室） ○封印管理委員会封印受領証払出日（本会事務局）
令和6年3月28日 (木)	○第10回産業廃棄物処理業許可審査業務担当者特別研修会（開発公社会議室）
令和6年3月29日 (金)	○市民法務部第8回部会（本会事務局） ○3月度登録証交付式（開発公社会議室）

会員指導委員会より

■会費の納入について（お願い）

下記日程にて納入して頂きます。お忘れのないよう宜しくお願い申し上げます。

自動引落しで納入している会員

- ・7月22日(月)に引落しますので、口座残高確認をお願いします。残高不足で引落しが出来なかった場合には8月20日(火)に再度引落しさせていただきます。

振込用紙により納入している会員

- ・郵便振替払込票により7月31日(水)までに、必ず下記口座へお振り込み下さい。
- ・口座番号 00120-0-85236 加入者名 茨城県行政書士会

第1期 4月	第2期 7月	第3期 10月	第4期 1月
自動引落 4月22日引落 (再引落5月20日)	自動引落 7月22日引落 (再引落8月20日)	自動引落 10月21日引落 (再引落11月20日)	自動引落 1月20日引落 (再引落2月20日)
振込用紙での納付 4月30日納期限	振込用紙での納付 7月31日納期限	振込用紙での納付 10月31日納期限	振込用紙での納付 1月31日納期限

※令和6年7月は会費の第2期納入月です。

※会費の未納がある場合は、翌期に合算して請求しています。第1期分の会費が未納の方は至急手続きをお願いします。

※常陽銀行本店口座へお振り込みも可能です。ただし振込手数料は会員負担となりますことをご理解願います。

常陽銀行 本店 普通 口座番号 0128690 茨城県行政書士会
ご依頼人の「氏名」と併せて「カイヒ」と挿入してご入力ください。

■茨城県行政書士会及び茨城県行政書士政治連盟の会費自動引落し制度の加入について

本会及び茨政連では、振込手数料が無料となる会費の自動引落しを推奨しております。

口座自動引落し(ゆうちょ銀行のみ)による会費納入を希望される方は、「登録番号」と「会員名」を記入のうえ、本会事務局までFAX(029-305-3732)又はe-mail(info@ibaraki-gyosei.or.jp)へご送信下さい。折り返し、正式な申込書一式を送付させていただきます。

■登録事項変更手続について

本会から会員の皆様への郵便物が宛先不明で返送されたり、電話不通により重要なお連絡が届かないことがおきないように、事務所の所在地・電話番号等に変更が生じた場合、速やかに変更の手続きをお願いいたします。

なお、申請様式や必要書類の情報は本会のホームページ(会員専用ページ)にログイン▶各種手続▶会員情報▶変更(移転・名称変更など)から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡頂ければ郵送でも手続のご案内と申請書の送付をいたします。

■補助者の届出(新規登録・変更・抹消)について

補助者を設置する場合は、雇用する日の10日前までに届出が必要となり、受理後に補助者証を交付します。

なお、届出書や必要書類の情報は本会のホームページ(会員専用ページ)にログイン▶「各種手続」を選択▶補助者届出書から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡頂ければ郵送でも手続のご案内と申請書の送付をいたします。

申請取次行政書士管理委員会より

■申請取次業務における「届出済証明書」の更新届出について

「届出済証明書」の有効期限満了月の2ヶ月前より前月末日までに必要書類を添えて、茨城県行政書士会事務局に提出して下さい。「届出済証明書」の更新には、必ず1回以上、日本行政書士会連合会主催の「申請取次実務研修会」と、茨城会主催の申請取次行政書士研修会の両方を受講することが必要です。なお、有効期限切れの証明書は東京入管に返還となりますので、事務局までご返却下さい。

※日行連主催の「申請取次実務研修会」の日程は「日本行政」に掲載されています。

有効期限	申請メ切
令和6年6月末日	令和6年5月31日
令和6年7月末日	令和6年6月30日

◆申請手数料（新規・更新） **5,000円**

◆支払い方法

- ① **口座振込** 常陽銀行 本店 普通 口座番号 0128690 茨城県行政書士会
- ② **事務局窓口支払い** ③ **現金書留**

事務局より

■茨城県行政書士会及び日本行政書士会連合会ホームページのログインについて

①茨城県行政書士会ホームページ

「[会員専用ページ](#)」へのログイン・パスワードのお問い合わせは「**登録番号**」と「**会員名**」をメール本文に入力して本会事務局（pswd@ibaraki-gyosei.or.jp）へメールでお問い合わせ下さい。



■茨城県行政書士会ホームページの会員検索について

会員検索ページは日本行政書士会連合会の『[会員・法人検索システム](#)』へリンクされています。日本行政書士会連合会のホームページで「[主な取扱い業務](#)」が掲載できますので、日本行政書士会連合会会員サイト（連con）▶「[マイページ](#)」▶設定変更でご登録いただきますようお願いいたします。

■メールマガジンの登録について

本会から会員の皆様への会員用情報メール・斉配信サービスにて、各省庁・茨城県庁・各市町村からの通知や研修会のご案内などの最新情報を随時配信します。茨城県行政書士会公式ホームページ（<https://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>）にアクセスし、[会員専用ページ](#)にログイン▶[メールマガジン登録](#)よりご登録お願いいたします。

■会報「行政いばらき」の原稿メ切案内

- ・原稿の締切日 8月号：6月3日(月)
- 10月号：8月5日(月)
- ・原稿はメール（koho@ibaraki-gyosei.or.jp）または FAX：029-305-3732へご送信下さい。

事務局職員の異動がありました

根本事務局長挨拶

このたび、4月1日付けで茨城県行政書士会事務局長に就任させていただきました根本拓也でございます。
茨城県職員を退職し、縁あって長い歴史を有する本事務局の一員に加えていただき、その重責に身の引き締まる思いです。

私たち事務局の役割は、古川会長のもと本会の運営を円滑に進めるとともに、会員の皆様が活躍しやすいよう支援していくことだと考えております。

初めての仕事で至らないことも多々あるかと思いますが、誠心誠意努めてまいりますので、会員の皆様方にはご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



令和6年3月31日付退職
事務局長 中根 一明 様

この度、中根事務局長が任期満了のためご退職されました。
1年9か月の短い間でしたが、本会のためにご尽力いただきました。ありがとうございました。



向洋は生活支援企業として人類の幸福の為に地球環境を考えます



KOHYO
LIFEICS
LIFE LOGISTICS

ライフイクス 生活 後方支援
LIFEICS は「LIFE LOGISTICS」の造語です。

廃棄物処理業・物流業・旅行業・総合建設業

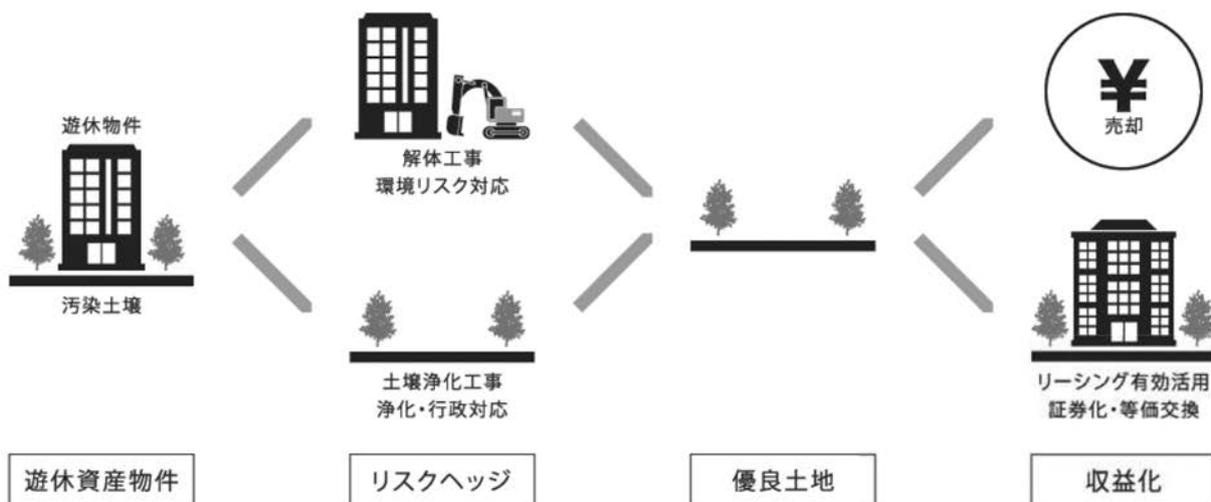
旅行業 インバウンド業務 - 外国人旅行者の受け入れ



本社：茨城県北茨城市関南町神岡下2-19-6
TEL0293-46-4711 FAX0293-46-6321
E-mail:exp@kohyoline.co.jp

東京支店 いわき営業所 Kair 向洋航空 北茨城店
<http://www.kohyoline.co.jp>

利用価値のある不動産を市場に戻すことが「**大洋の使命**」です
環境対策工事のスキルを活かしリスクヘッジから収益化まで一元化



株式会社 大洋
本社 〒310-0851 茨城県水戸市千波町1950ウェーブ21ビル3階
東京本店 〒104-0033 東京都中央区新川2-28-1新川スクエア3階
リイック工場 〒314-0127 茨城県神栖市木崎59-1

www.taiyo-group.com

tel 029-305-3321 fax 029-244-2151
tel 03-6228-3777 fax 03-6228-3778
tel 0299-95-6370 fax 0299-95-6371

大洋GP

検索



COLORS
FOR
EVERY
OCCASION



- 建築塗装・防錆塗装工事
- 遮熱防水塗装(アステック)代理店
- 防水・樹脂接着剤注入工事
- 連続繊維補修補強工事
- サンドブラスト処理・特殊高圧洗浄工事

S (株)サトウ塗工社

本社 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 1227-4
TEL.029-305-5230 FAX.029-305-5231
企画事業部 〒311-3121 茨城県東茨城郡茨城町谷田部 1027-1
TEL.029-291-1909 FAX.029-292-9525
E-mail kin@satou-penkiya.com

暴力のない安全で住みよい茨城県の実現のため

「三ない運動^{ワン}+1」の推進を しましょう

暴力団を
「利用しない」



全てを「金づるにする」
それが暴力団の姿勢です。

暴力団を
「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」
恐れることは暴力団を助長させる。

暴力団に
「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」
暴力団を支援・容認することになる。

暴力団と
「交際しない」



実際は「暴力団の活動を助長」
暴力団はあらゆる機会を狙って
近づいてくる。

お困りのときは、茨城県行政書士会内
暴力団等排除総合対策委員会へ

茨城県災害ボランティア登録者募集！

茨城県では「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」に基づき、災害ボランティアの確保や活動環境の整備などに取り組んでいます。

災害ボランティア活動を迅速かつ円滑に行えるよう
茨城県災害ボランティア登録を募集します

県HP又は特設サイト「**災ボラSTANDBY**」から、登録フォームにアクセスし、オンライン申請を行います。

※登録にはメールアドレスが必要です
災ボラSTANDBY：<https://災ボラstandby.jp/>



QRを読み込もう

特設サイト
「災ボラSTANDBY」

災害時には災害ボランティアセンター開設情報、平時には災害ボランティアに関するイベント情報などを発信♪

【お問合せ先】

茨城県福祉部福祉政策課
(災害ボランティア担当)

TEL：029-301-3157

E-mail：fukushi1@pref.ibaraki.lg.jp



○個人登録

15歳以上の方対象

※県外在住者も登録可

CHECK!



○団体登録

県内災害発生時に災害ボランティア活動を希望する団体対象(県内外問わず)

●●●

「茨城県災害ボランティア登録」は、あくまで登録者への「災害ボランティア活動」に関する情報発信を趣旨としており、登録によって災害発生時の災害ボランティア活動が義務づけられるものではありません。

◆ 編集後記 ◆

2期目の広報・監察副部長も早いもので、折り返しの時期になりました。

今期からは、校正作業に通信委員の皆さんにもご協力いただき、大変スムーズに部会運営ができています。また、『季のきらめき』の取材には通信委員さん達にもご同行いただき、和気あいあいと楽しい雰囲気取材活動をしています。

『行政いばらき』の新たなページ「会員交流の広場」には、たくさんの嬉しい反響をいただいています。

会員の皆さん、これからもドシドシご意見、ご要望をお寄せ下さい。

部員一同、ますます魅力ある会報誌並びに情報誌作りに務めてまいります。

(広報・監察副部長 大嶋 薫)

